

歳出改革の具体的内容

	2006年度	2011年度 自然体	2011年度 改革後の姿	削減額	備 考
社会保障	31.1兆円	39.9兆円	38.3兆円程度	▲1.6兆円程度	
人件費	30.1兆円	35.0兆円	32.4兆円程度	▲2.6兆円程度	
公共投資	18.8兆円	21.7兆円	16.1～17.8兆円程度	▲5.6～▲3.9兆円程度	公共事業関係費 ▲3%～▲1% 地方単独事業(投資的経費) ▲3%～▲1%
その他分野	27.3兆円	31.6兆円	27.1～28.3兆円程度	▲4.5～▲3.3兆円程度	科学技術振興費 +1.1%～経済成長の範囲内 ODA ▲4%～▲2%
合計	107.3兆円	128.2兆円	113.9～116.8兆円程度	▲14.3～▲11.4兆円程度	
	要対応額 : 16.5兆円程度				

(注1) 上記金額は、特記なき場合国・地方合計(SNAベース)。

(注2) 備考欄は、各経費の削減額に相当する国の一般歳出の主な経費の伸び率(対前年度比名目年率)等及び地方単独事業(地財計画ベース)の名目での削減率を示す。

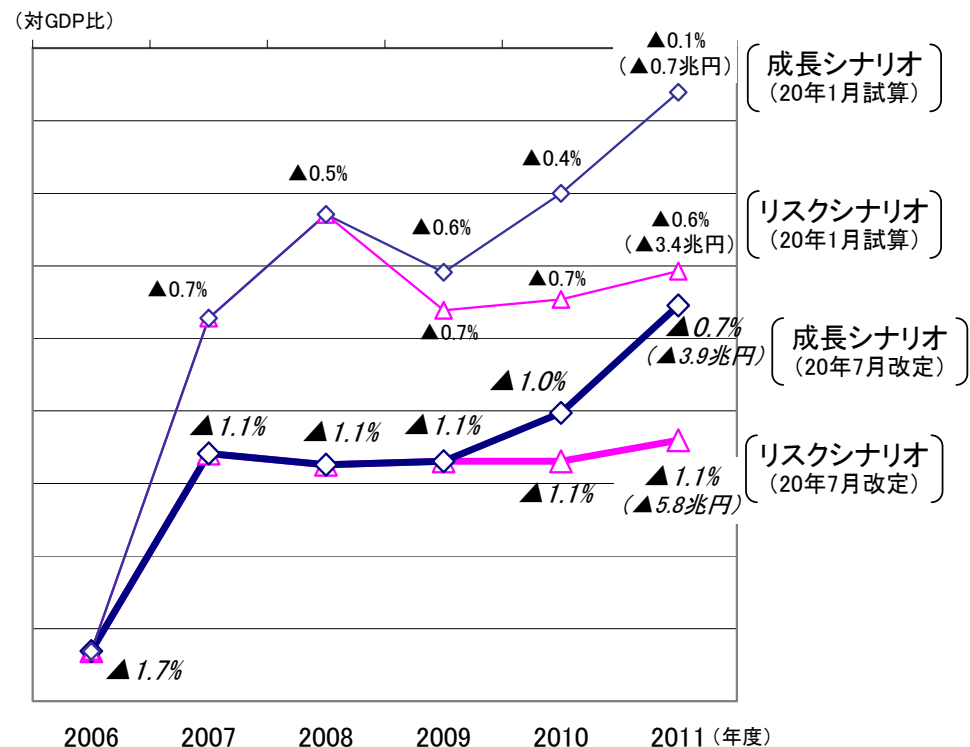
- ・削減額について、今後の資材価格や人件費の状況、内外の経済社会情勢等によって、ある程度、幅を持って考える必要がある。ただし、歳出を増加すればその分だけ国民負担が増加することには、留意しなければならない。
- ・災害への対応等現時点で見込み難い経費については、適切に対応する必要がある。
- ・歳出改革では対応しきれない要対応額については、歳入改革によって対応することとなるが、今後の経済社会情勢及び歳出削減の状況等によっては、この要対応額が変更する可能性がある。

「進路と戦略」対象期間中の経済財政の展望（平成20年7月 経済財政諮問会議提出資料）

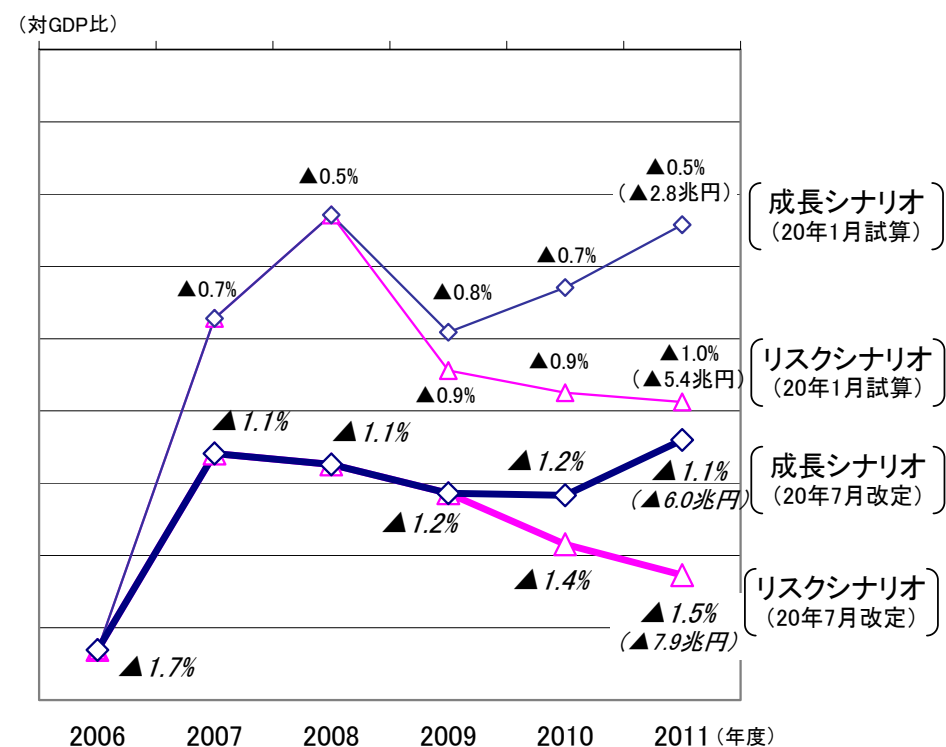
〔資料Ⅰ－２〕

国・地方プライマリー・バランス対GDP比

【▲14.3兆円歳出削減】



【▲11.4兆円歳出削減】



○名目成長率

		2007年度	08年度	09年度	10年度	11年度
平20年1月 試算	成長	0.8%	2.1%	2.5%	2.9%	3.3%
	リスク			1.8%	1.6%	1.6%
平20年7月 改定	成長	0.6%	0.3%	1.7%	2.3%	3.0%
	リスク				1.5%	1.4%

○名目成長率

		2007年度	08年度	09年度	10年度	11年度
平20年1月 試算	成長	0.8%	2.1%	2.7%	3.1%	3.5%
	リスク			2.0%	1.8%	1.8%
平20年7月 改定	成長	0.6%	0.3%	1.8%	2.6%	3.3%
	リスク				1.7%	1.7%

「安心実現のための緊急総合対策」について

「第1章 基本的考え方」より

2. 対応方針

(基本的な考え方)

- (1)世界的な経済環境変化の下であっても、改革を通じて経済成長を実現し、日本経済をより強固なものとするとの基本路線を継続する。新しい価格体系への移行を基本に置き、原油・原材料価格の上昇に苦しむ中小企業等については円滑な移行(価格転嫁)が可能となるようにするとともに、国民の生活・消費を支える観点から賃金の確保に向けた環境づくりに努める。そして、こうした対応のタイムラグも考慮し、緊急性や政策効果の高い施策の実施を検討する。
- (2)財政健全化路線の下、真に必要な対策に財源を集中するなど旧来型の経済対策とは一線を画する。できる限り新規国債発行額を抑制していくため、財政規律を堅持する。

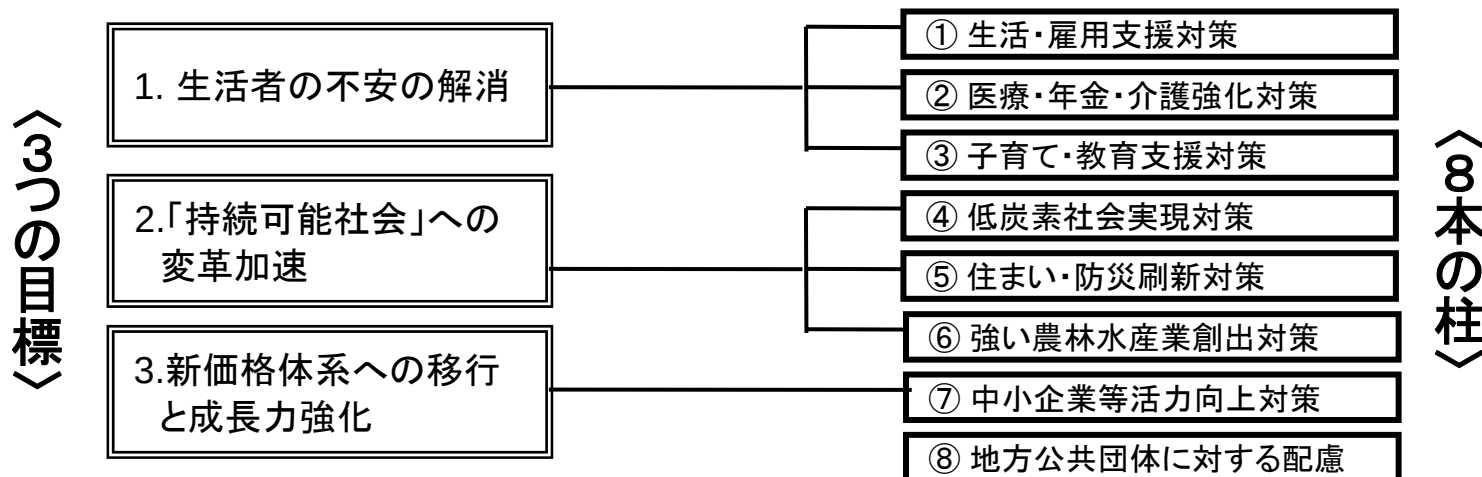
3. 財政健全化との両立に向けて

(効果を最大限に引き出すために)

<中略>

- ・「基本方針2008」等で掲げた中長期目標の達成を、可能な限り前倒しする観点から、施策のターゲットを絞り込み、施策効果の高いものを優先的に講じる。
- ・マクロ経済上の大幅な需給ギャップが生じていない中で、有効需要創出を主目的とした財政出動は行わない。
- ・原油・食料価格高騰の影響に対する「緩和策」を講じる場合にも、併せて構造改革を進める。
- ・新価格体系への移行のための「投資」を重視する。

目標と柱立て



平成20年度第1次補正予算（平成20年10月16日成立）について

○歳 出

1. 生活者の不安の解消	3,518億円
高齢者医療の円滑運営対策（2,528億円）、 医療体制確保（146億円）、新待機児童ゼロ作戦（83億円）等	
2. 住まいと防災対策	7,296億円
災害復旧・防災（4,408億円）、 学校等耐震化（2,047億円）等	
3. 低炭素社会の実現と強い農林水産業創出	1,881億円
強い農林水産業創出対策等（1,510億円）、 省エネ・新エネ技術導入促進対策（169億円） 省エネ・新エネ技術開発促進対策（175億円）等	
（注）その他、特別会計において、 住宅用太陽光発電設備の導入補助の新設（90億円）等	
4. 中小企業等の活力向上	4,469億円
新たな保証制度の導入（4,000億円）、 セーフティーネット貸付の強化（140億円）等	
5. 地方公共団体に対する配慮	916億円
地方税等減収補てん臨時交付金（656億円） 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金（260億円）	
合 計	1兆8,081億円

○歳 入

1. 19年度決算剰余金	3,160億円
2. 既定経費の節減	10,599億円
（うち、国債費の不用 予備費の減額	
	7,013億円 1,000億円）
3. 公債金	3,950億円
4. 税外収入	372億円
※ 特例公債の発行は行わない。	
合 計	1兆8,081億円

「生活対策」 －国民の経済対策の概要－

1. 生活者対策

- ①定額減税等(給付金方式) 2兆円
- ②介護・子育て
 - ・ 介護報酬 月2万円アップ・介護人材を10万人確保
 - ・ 3歳未満児の保育サービス利用率5割増
 - ・ 第二子から、年間3.6万円の「子育て応援特別手当」
 - ・ 妊婦健診の無料化(14回分)
- ③雇用
 - ・ 雇用保険料を大幅引下げ (標準世帯で年約2万円還元[21年度])
 - ・ 雇用強化対策
 - － 年長フリーターの正規雇用を奨励
 - － 新規雇用を創出(地場産品販売、高齢サービスなど)
- ④住宅ローン減税等
 - ・ 過去最大級(控除可能額)の住宅ローン減税、リフォーム減税
 - ・ 省エネビル建設などに容積率緩和
- ⑤電気・ガス料金の引上げ幅圧縮・平準化の要請

2. 中小・小規模企業等企業活力向上、金融対策

- ①資金繰り対策 総額30兆円のセーフティネット
 - ・ 緊急信用保証 6兆円→20兆円に拡大
 - ・ 政府系金融緊急融資 3兆円→10兆円に拡大

- ②成長力強化税制
 - ・ 新エネ・省エネ投資の即時全額償却
 - ・ 中小企業法人税引下げ
 - ・ 海外所得(17兆円)の国内への還流促進
- ③金融機関への資本参加枠(現行2兆円)の拡大
- ④株式配当等について軽減税率を延長

3. 地方

- ①高速道路料金引き下げ
 - ・ 「休日はどこまで行っても1,000円」、「平日昼間も3割引」
- ②道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方に
- ③「地域活性化交付金」で、きめ細かな地域のインフラ整備

4. 財源及び財政の中期プログラム

- ①対策の財源は、赤字国債なし。特別会計積立金等を活用。
- ②中期プログラムの基本骨格
 - ・ 3年以内の景気回復期中は減税等を時限的・先行的に実施。
 - ・ 経済状況好転後に、財政規律、安心な社会保障のため、消費税を含む税制抜本改革を速やかに開始。2010年代半ばまで段階的に実行。
 - ・ 本年末に、税制全体について「抜本改革の全体像」を提示。

主要国における昨今の経済情勢を踏まえた対策と財政運営目標①

	アメリカ 	イギリス 	フランス 
原油・一次産品高対策	○ 原油・一次産品高を受けた特段の対策は講じられていないが、2月、低・中所得者への給付等を内容とする「2008年経済刺激法」が成立。	○ 3月、冬期燃料手当の拡充等を発表。 ○ 9月、中期的な省エネ対策を中心とする「家庭省エネ対策」を発表。 〔 財源の多くをエネルギー企業が負担。 〕	○ 1月、低所得世帯に対する暖房燃料費補助の引上げを実施。 ○ 1月、漁業者に対する燃料代補填等を発表。 ○ 5月、前記暖房燃料費補助の更なる引上げ、前記漁業者に対する支援策の追加・前倒しを発表。 〔 財源は石油企業による拠出、水産物に対する増税等により充当。 〕
金融危機対策	○ 10月、政府による最大7,000億ドル(約68兆円)の問題資産の買取り等を内容とする「緊急経済安定化法」が成立。	○ 10月、総額3,000億ポンド(約43兆円)の政府保証等の銀行等支援策を発表。	○ 10月、総額3,600億ユーロ(約44兆円)の政府保証等の銀行等支援策を発表。
総合的な景気対策		○ 10月、低所得者に対する歳出の増大、インフラ・教育・医療にかかる公共投資の継続等に係る施策の検討を開始。	○ 10月、2009年末までに行われる企業の新規投資についての職業税(地方税)の免除等を内容とする追加経済対策を発表。 ○ 10月、公的部門の雇用数の引上げ等を内容とする雇用支援策を発表。 ○ 11月、省エネ投資への補助によるエネルギー費用削減等を内容とする農業支援策を発表。
財政運営目標	○ 2012年度までに財政収支均衡を達成するという財政運営目標は変更されていない。 〔 10月、財務省より、2008年度の財政赤字が過去最大の4,548億ドル(約44兆円)となった旨の決算速報値が示された。 〕	○ サステナビリティ・ルール(景気循環の一期間を通じて純債務残高対GDP比を40%以下に維持。)等の財政運営目標の変更は確認されていない。 〔 10月、財務相より、財政規律を一時的に柔軟化する意向が示された。 〕	○ 9月に閣議決定された複数年財政計画法案において、これまで財政収支均衡を達成するとされていた2012年に財政収支均衡近傍(▲0.5%)を達成することとするなど、若干後退。 ○ 11月、上院での予算審議において、政府より、2012年の財政収支対GDP比▲1.2%等、見通しの更なる下方修正が示された。

※ 2008年11月上旬までの各国の状況をまとめたもの。

主要国における昨今の経済情勢を踏まえた対策と財政運営目標②

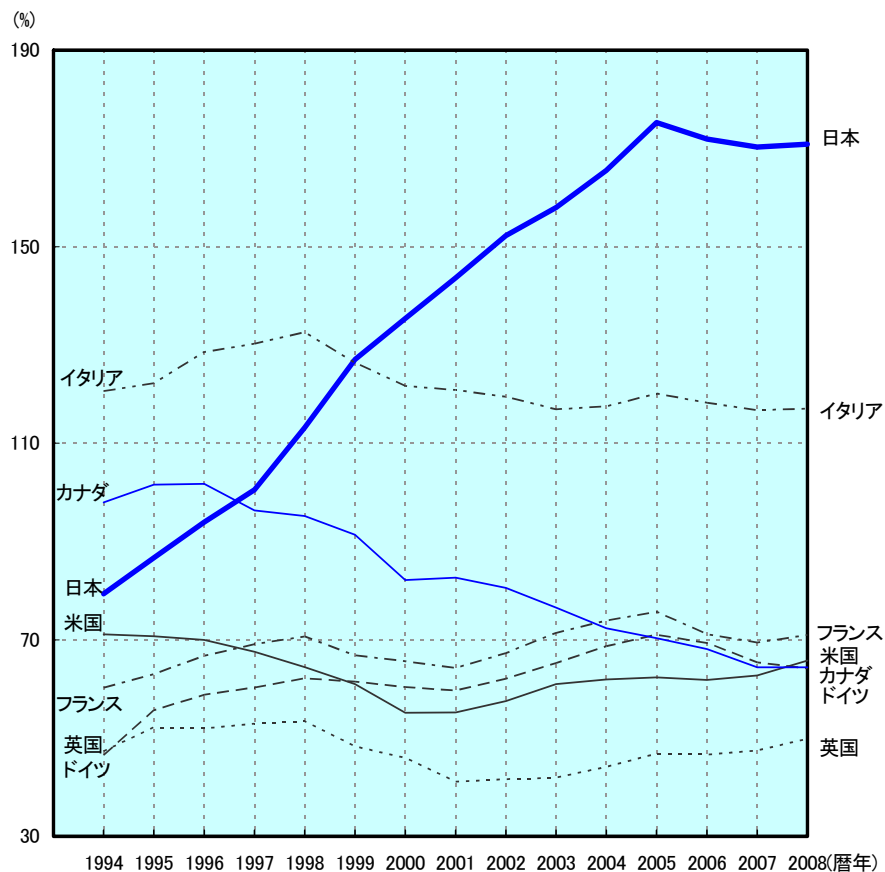
	ドイツ 	イタリア 	韓国 
原油・一次産品高対策	○ 7月、閣議決定した2009年度予算案において、低所得者層への住宅手当に暖房費を追加。	○ 8月、2009年度からの3年間を対象とした、原油高・一次産品高に係る対策を含む、経済全般の包括的な政策を盛り込んだ法律が議会にて可決。 〔 財源は増税等により確保。 〕	○ 6月、「勤労者・自営業者等のための石油価格克服総合対策」を発表。 〔 財源は歳計剰余金等により確保。 〕
金融危機対策	○ 10月、総額4,800億ユーロ(約59兆円)の政府保証等の銀行等支援策を発表。	○ 10月、銀行等支援策を発表。	○ 10月、1,000億ドル(約9.7兆円)規模の銀行等支援策等を内容とする「国際金融市場不安克服対策」を発表。
総合的な景気対策	○ 11月、エネルギー効率のよい建物への投資支援、新車・環境配慮車への時限的自動車税免除、インフラ整備(水利、道路、鉄道)への投資等を内容とする総合的な経済・労働対策を公表。	○ 11月、経済財政相が、家計・企業支援のための方策の策定方針を発表。	○ 11月、公共事業、雇用創出、中小企業支援等を内容とする「経済難局克服総合対策」を発表。
財政運営目標	○ 2010年度(連邦政府については2011年度)までに財政収支黒字化を達成するなどの財政運営目標の変更は確認されていない。 〔 11月、首相より、2011年度までの連邦政府の財政収支黒字化の達成が困難であるとの見解が示された。 〕	○ 9月に改訂された経済財政計画において、財政収支均衡の目標年次を、これまでの2012年度から2013年度に変更。	○ 9月の2009年度予算案において、2012年度における中央政府の財政収支均衡の達成が目標とされた。 ○ なお、11月の修正予算案において、2010年以降における中央政府の財政収支対GDP比を▲2.0%以内で管理するとされた。

※ 2008年11月上旬までの各国の状況をまとめたもの。

債務残高の国際比較(対GDP比)

(GDP比、%)															
(暦年)	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日 本	79.4	86.7	94.0	100.5	113.2	127.0	135.4	143.7	152.3	158.0	165.5	175.3	171.9	170.3	170.9
米 国	71.1	70.7	70.0	67.6	64.5	61.0	55.2	55.2	57.6	60.9	61.9	62.4	61.8	62.8	65.8
英 国	47.3	52.2	52.0	52.9	53.4	48.3	46.0	41.1	41.6	41.9	44.1	46.8	46.6	47.5	49.8
ド イ ツ	46.5	55.7	58.8	60.3	62.2	61.5	60.4	59.7	62.1	65.3	68.7	71.0	69.3	65.4	64.2
フランス	60.2	63.0	66.7	69.1	70.7	66.8	65.7	64.3	67.3	71.4	73.9	75.7	71.1	69.4	71.0
イタリア	120.6	122.2	128.6	130.2	132.6	126.4	121.6	120.8	119.5	116.9	117.5	120.1	118.2	116.7	117.1
カナダ	98.0	101.6	101.7	96.3	95.2	91.4	82.1	82.7	80.6	76.6	72.4	70.3	68.1	64.4	64.4

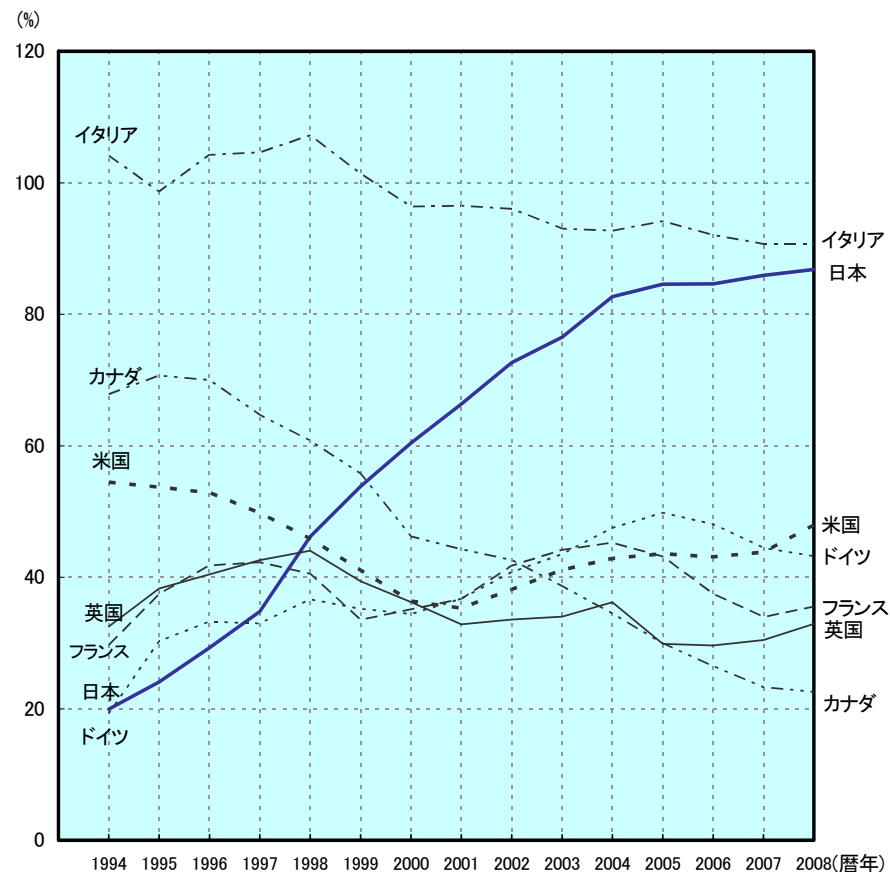
出典: OECD/エコノミック・アウトルック[83号(2008年6月)]。計数はSNAベース、一般政府。



純債務残高の国際比較(対GDP比)

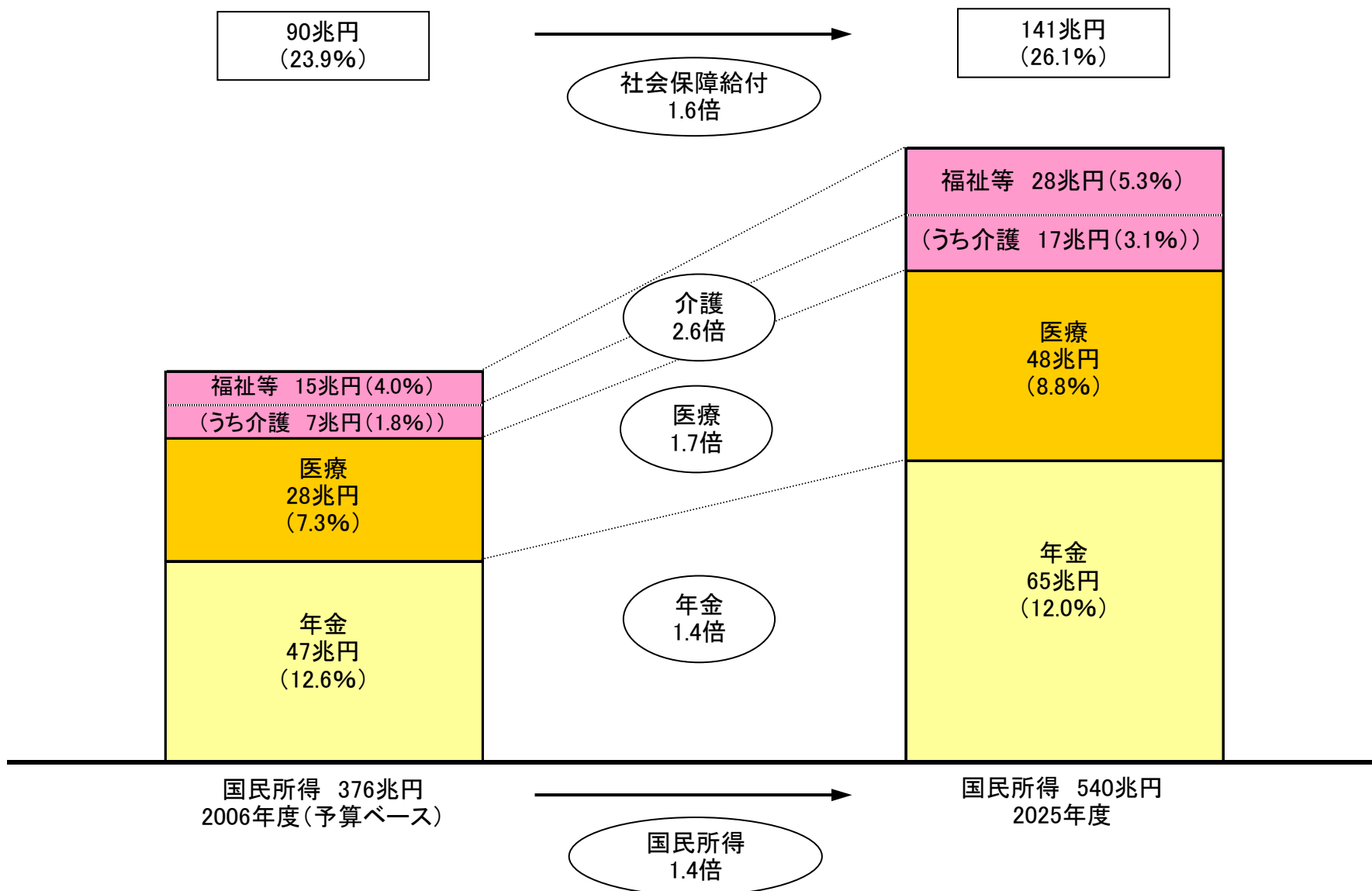
(GDP比、%)																
(暦年)	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日 本	20.0	24.1	29.3	34.8	46.2	53.8	60.4	66.3	72.6	76.5	82.7	84.6	84.6	85.9	86.8	
米 国	54.5	53.7	52.9	49.8	45.9	41.1	36.4	35.3	38.2	41.1	42.9	43.6	43.1	43.8	48.0	
英 国	32.5	38.3	40.4	42.6	44.0	39.4	36.2	32.9	33.6	34.0	36.2	29.9	29.6	30.4	32.9	
ド イ ツ	19.3	30.3	33.2	33.0	36.7	35.2	34.4	36.7	40.8	43.5	47.5	49.8	48.1	44.5	43.2	
フランス	29.7	37.5	41.8	42.3	40.5	33.5	35.1	36.7	41.8	44.2	45.3	43.2	37.5	34.0	35.6	
イタリア	104.1	98.7	104.3	104.6	107.2	101.4	96.4	96.5	96.0	93.1	92.7	94.2	92.1	90.7	90.7	
カナダ	67.9	70.7	70.0	64.7	60.8	55.8	46.2	44.3	42.6	38.7	34.5	29.9	26.5	23.3	22.6	

出典: OECD/エコノミック・アウトルック[83号(2008年6月)]。計数はSNAベース、一般政府。



社会保障の給付の見通し

－「社会保障の給付と負担の見通し」（平成18年5月厚生労働省）－



社会保障の機能強化のための追加所要額(試算) (社会保障国民会議及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づく整理)

2015年度

※下記の追加所要額に加え、基礎年金に係る国庫負担割合の2分の1への引上げ分(消費税率換算1%程度(2009年度で2.3兆円))が必要となる。

	改革の方向性 (新たな施策)	2015年度	
		必要額 (公費ベース)	消費税率換算
基礎年金	○税方式を前提とする場合	約12～28兆円	3 1/2～8 1/2%程度
	○社会保険方式を前提とする場合 低年金・無年金者対策の強化 ・最低保障機能の強化 ・基礎年金額の改善 ・受給権確保に係る措置の強化 (免除の活用、厚生年金適用拡大、強制徴収) 等	約2. 6兆円	1%弱
医療・介護	医療・介護の充実強化と効率化を同時に実施 急性期医療の充実強化、重点化、在院日数の短縮化 (スタッフの充実等) 機能分化・機能連携による早期社会復帰等の実現 (地域包括ケア、訪問介護・訪問看護・訪問診療の充実等) 在宅医療・介護の場の整備とサービスの充実 (グループホーム、小規模多機能サービスの充実等) 等	約4兆円	1%強
少子化対策	親の就労と子どもの育成の両立を支える支援 (3歳未満児の保育サービスの利用率 20%→38～44%) (学齢期(小1～3年生)の放課後児童クラブ利用率 19%→60%) (出産前後に希望どおりに継続就業でき、育児休業を取得 (第1子出産前後の継続就業率38%→55%)) すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組 (望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実) 等	約1. 3～2. 1兆円	0. 4～0. 6%程度
合計	○税方式を前提とする場合	約17～34兆円	5～10%程度
	○社会保険方式を前提とする場合	約7. 6～8. 3兆円	2. 3～2. 5%程度
社会保障の 機能強化に加え 基礎年金の 国庫負担割合 引上げ分を加味	○税方式を前提とする場合		6～11%程度
	○社会保険方式を前提とする場合		3. 3～3. 5%程度

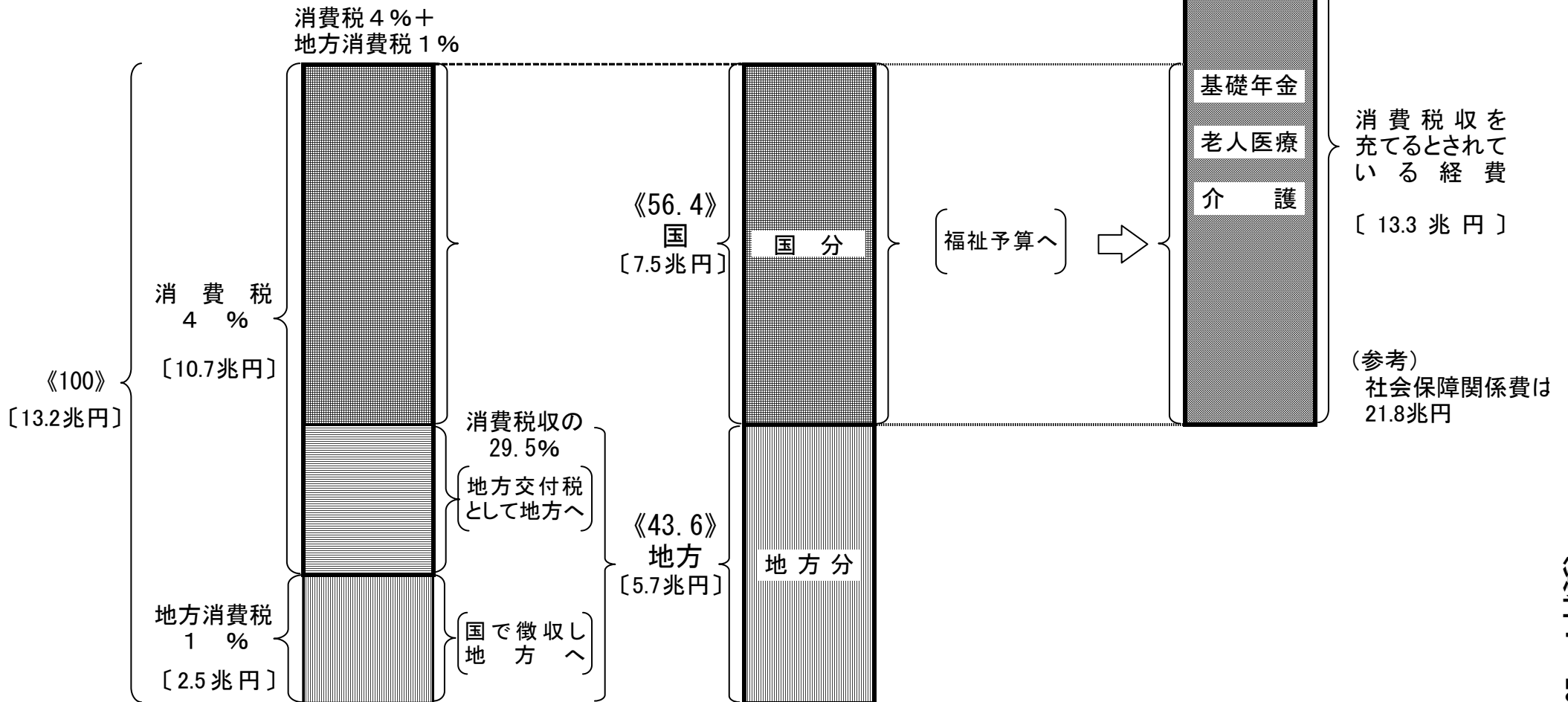
(注1)「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」、「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用のシミュレーション(B2シナリオ)」等に基づく。経済前提は「ケースⅡ-1(医療の伸びはケース①)」を用いた。

(注2)少子化対策に係る追加費用については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において示した次世代育成支援の社会的コストの推計を基に、現行の関連する制度の公費負担割合を当てはめて算出した。なお、ここには児童手当等の経済的支援の拡充に要する費用は計上していない。

消費税の使途

○ 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く)の範囲(基礎年金、老人医療、介護)を
予算総則に規定(平成11年度予算～)

(平成20年度予算)



第3章 財源 ＜経済成長と財政健全化の両立＞

2. 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラムの策定

○以下を「基本骨格」とする中期プログラムを、年末の税制改正においてとりまとめる。

（1）景気回復のための減税等 （中略）

（2）社会保障安定財源の確保

社会保障制度については、その機能強化と効率化を図る一方、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する財源をはじめ、国・地方を通じて持続可能な社会保障制度とするために安定した財源を確保する必要がある。このため、経済状況の好転後に、年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、給付に見合った負担という視点及びこれらの費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点から、消費税を含む税制抜本改革を速やかに開始し、時々の経済状況をにらみつつ、2010年代半ばまでに段階的に実行する。その際、国民の理解を深めるため、現在行われている歳出の無駄排除と行政改革を引き続き行うとともに、社会保障給付とその他の予算とは厳密な区分経理を図る。

（3）税制抜本改革の全体像

社会保障の安定財源確保をはじめ、我が国の成長力の強化、社会におけるさまざまな格差の是正など種々の課題に整合的かつ計画的に対応するため、本年末に、個人、法人の所得課税、資産課税、消費課税の各税目の改革の基本的方向性を明らかにした「税制抜本改革の全体像」をわかりやすく示し、これに基づき抜本改革を断行する。

特別会計の積立金等の活用

※ 特別会計法において、以下の規定を整備し、積立金・剰余金を財政健全化のために活用

○財政投融资特別会計の積立金が所定の金額を超える場合に、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計へ繰り入れることができる、との規定を整備。

○各特別会計の決算上の剰余金のうち、積立金に積み立てる金額や翌年度の歳入に繰り入れる金額を控除して、なお剰余があるときは、予算で定めるところにより、一般会計へ繰り入れることができる、との共通ルールを策定。

○特別会計の積立金の活用(国債残高の圧縮)

平成18年度	
財政融資資金特別会計	12兆円

平成20年度	
財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	9.8兆円

○特別会計の剰余金等の活用(一般会計への繰入れ)

平成18年度	
外国為替資金特別会計	1兆6,220億円
産業投資特別会計	1,202億円
電源開発促進対策特別会計	595億円
農業経営基盤強化措置特別会計	295億円
合計	約1.8兆円

平成19年度	
外国為替資金特別会計	1兆6,290億円
産業投資特別会計	794億円
貿易再保険特別会計	492億円
登記特別会計	38億円
自動車検査登録特別会計	29億円
特許特別会計	15億円
都市開発資金融通特別会計	6億円
合計	約1.8兆円

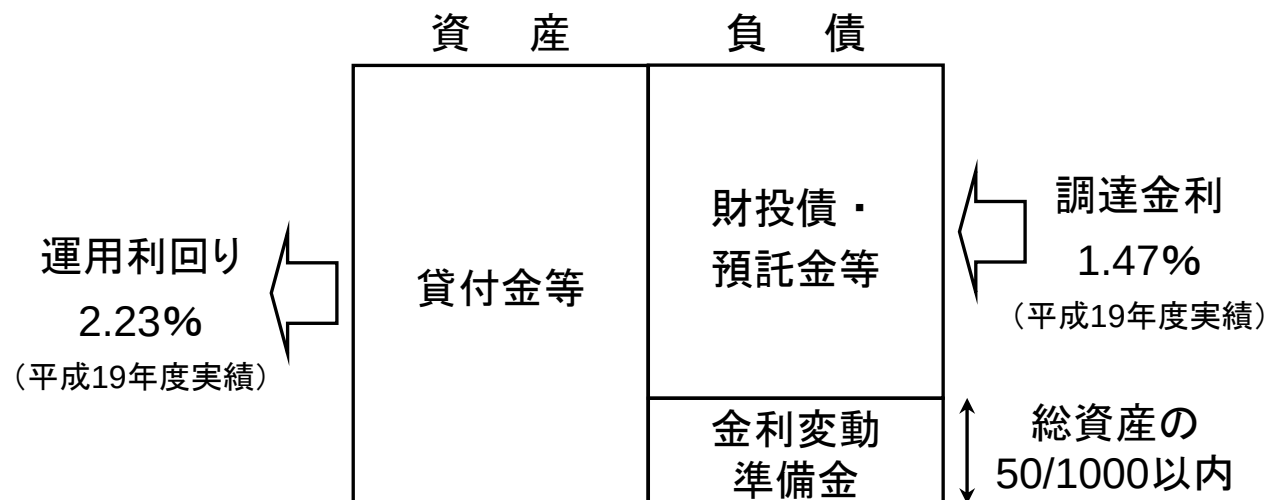
平成20年度	
外国為替資金特別会計	1兆8,000億円
財政投融资特別会計 (投資勘定)	516億円
貿易再保険特別会計	492億円
特許特別会計	43億円
社会資本整備事業特別会計 (業務勘定)	33億円
合計	約1.9兆円

※計数は予算ベース

財政投融资特別会計の金利変動準備金について

○ 金利変動準備金の意義

財政投融资特別会計の貸借対照表



金利情勢によって、運用利回り・調達金利は変動する。

運用利回り > 調達金利 → 利益は金利変動準備金に積み立て

運用利回り < 調達金利 → 損失は金利変動準備金から取り崩し

	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末
金利変動準備金	23.7兆円	15.3兆円*	17.9兆円	10.2兆円**
準備率	70/1000	53/1000*	73/1000	50/1000
(金利変動準備金/総資産)	(上限100/1000)	(上限100/1000)	(上限100/1000)	(上限50/1000)**

* 立法措置により、18年度に12兆円を国債整理基金特別会計に繰入れ

**20年度に今後の収支等についてシミュレーションを行い、準備率の上限を総資産の100/1000から50/1000に引き下げ、20年度予算において、9.8兆円を国債整理基金特別会計に繰入れ

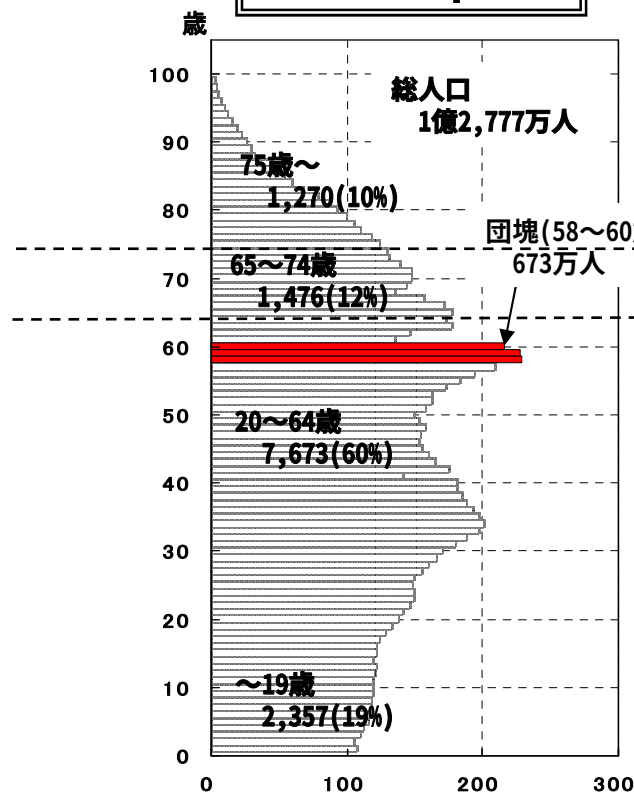
人口ピラミッドの変化

現在

2012年(平成24年)には団塊の世代(昭和22年～24年生まれの第一次ベビーブームの世代)が高齢世代(65歳以上)に突入

2024年(平成36年)には団塊の世代全てが75歳以上(後期高齢者)へ移行

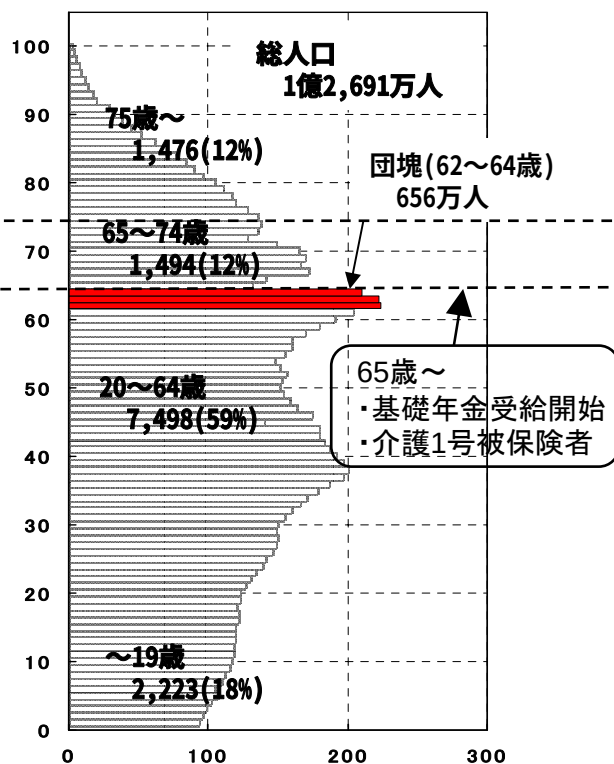
2007年



65歳以上人口割合
(75歳以上人口割合)

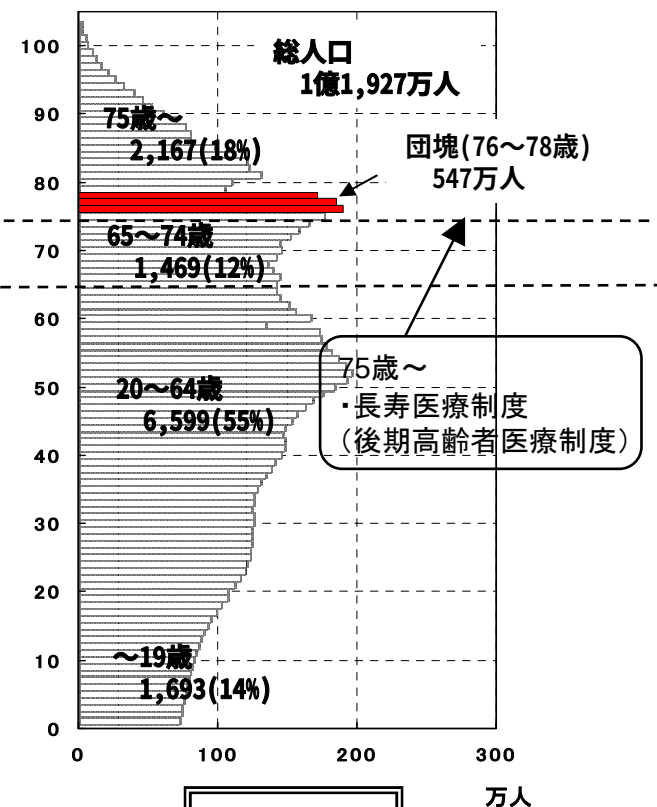
21.5%
(9.9%)

2011年



23.4%
(11.6%)

2025年



30.5%
(18.2%)

注) 団塊世代は1947～49年生まれ

出典) 2007年は総務省「人口推計」、2011年及び2025年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口－平成18年中位推計－」

国税及び地方税負担による我が国社会保障予算の姿

社会保障関係費 21.6兆円（平成20年度 厚生労働省所管）

Aグループ

Bグループ

Cグループ

年金、医療、介護
保険給付国税負担
16.7兆円

生活保護等その他
社会保障給付
4.0兆円

その他
1.0兆円

・年金保険 7.4兆円
・医療保険 7.3兆円
・介護保険 1.9兆円

・生活保護 2.0兆円
 うち医療扶助 1.0兆円
 その他 1.0兆円
・障害者対策 0.7兆円
・保育所 0.3兆円
・児童手当 0.3兆円
・公費負担医療 0.2兆円
・児童扶養手当 0.2兆円
・雇用保険 0.2兆円
・その他 0.2兆円

・人件費 0.2兆円
・施設費 0.1兆円
・社会保険事務費等0.2兆円
 （健診等を含む）
・原爆対策 0.1兆円
・その他 0.3兆円

対応する地方税等負担
4.8兆円程度

対応する地方税等負担
3.1兆円程度

上記のほか、共済年金に係る
基礎年金国庫負担がある。
・国分： 0.2兆円
・地方分： 0.5兆円

上記のうち、医療費に係る税負担
は、1.7兆円である。
・国 1.2兆円
・地方 0.5兆円

○年金、医療、介護保険
給付に係る税負担
22.2兆円程度
〔国 16.9兆円程度
地方 5.3兆円程度〕

※基礎年金国庫負担割合を
21年度に1/2へ引き上げ
るための所要額を単純
加算した税負担額
24.5兆円程度
〔国 19.1兆円程度
地方 5.4兆円程度〕

○全額税負担による医療
給付を含む年金、医療、
介護給付に係る税負担
23.8兆円程度
〔国 18.1兆円程度
地方 5.7兆円程度〕

※基礎年金国庫負担割合を
21年度に1/2へ引き上げ
るための所要額を単純
加算した税負担額
26.1兆円程度
〔国 20.3兆円程度
地方 5.8兆円程度〕

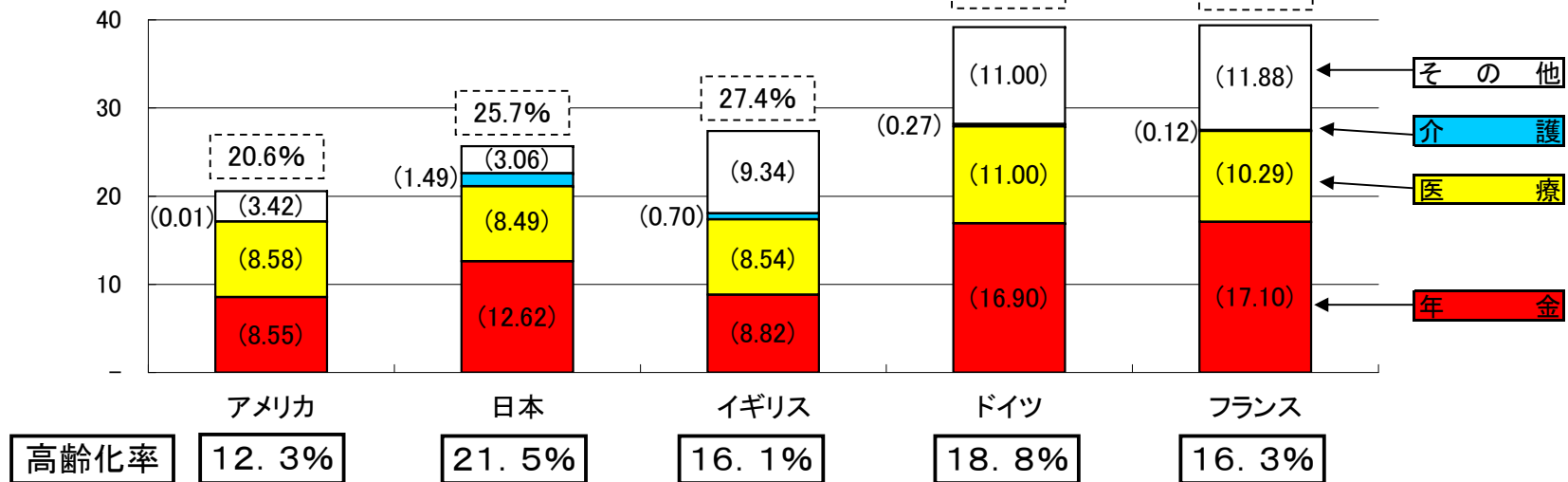
○厚生労働省発表の社会保障給付費 96兆円(平成20年度予算)の国税負担分(22.4兆円)に概ね相当。
(他に、恩給0.9兆円等がある。)

(注)上記の計数には一部推計が含まれる。また、四捨五入の関係で各計数と合計とは必ずしも一致しない。

主要国の社会保障に係る給付と負担の姿

【給付】

(対国民所得比%)

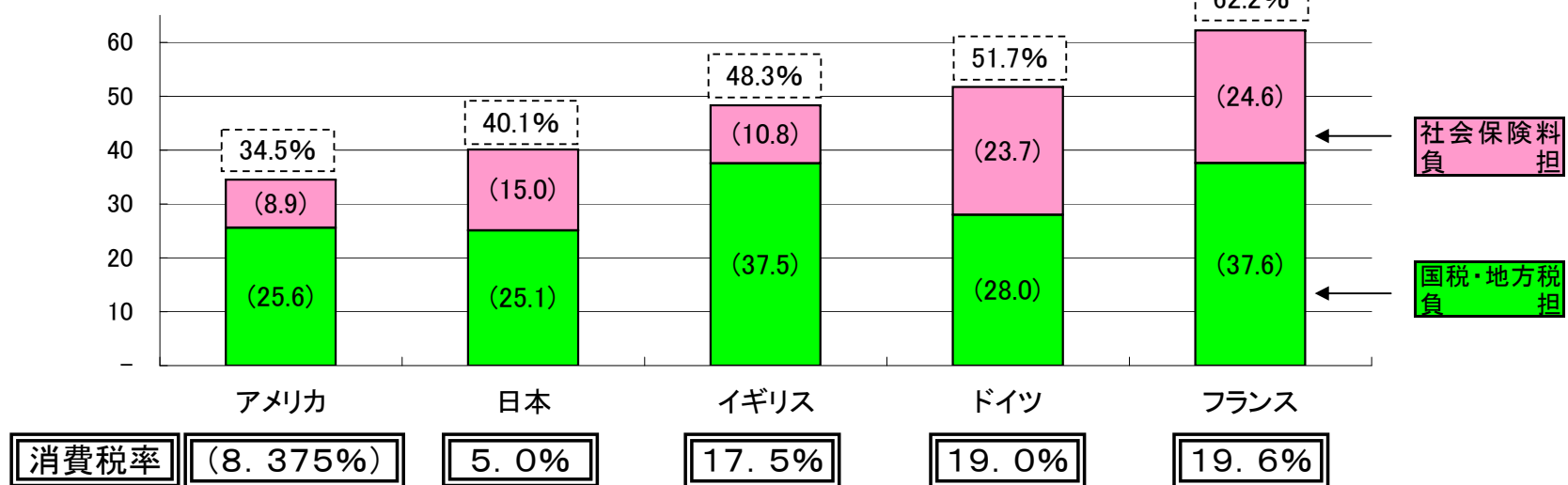


(注1) 給付の対国民所得比はOECD "Social Expenditure Database 2007"等に基づき算出。いずれも2003年。

(注2) 高齢化率は、日本は2007年、諸外国は2005年の推計値。

【負担】

(対国民所得比%)



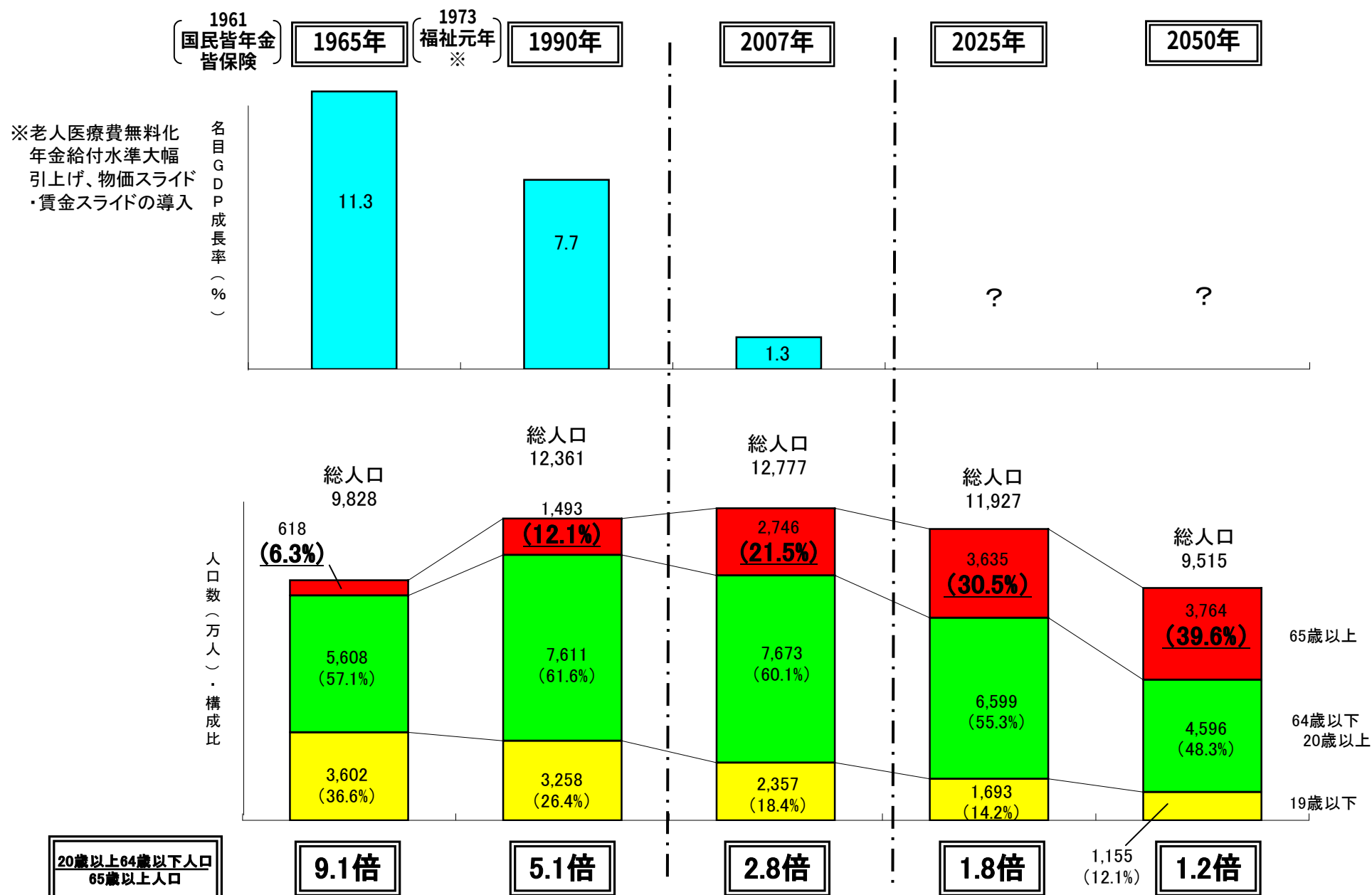
(注1) 日本は2008年度、諸外国は2005年の推計値。

各国の国民所得は、日本:384.4兆円、米国:9.95兆ドル、英国:0.97兆ポンド、フランス:1.27兆ユーロ、ドイツ:1.67兆ユーロ。

(注2) アメリカの消費税率はニューヨーク市の場合(州・郡・市が小売上税をそれぞれ賦課)

(出典) 社会保障国民会議中間報告参考資料等

我が国経済及び人口構成の推移



(注) 四捨五入の関係で総人口数と年齢別人口数の合計とは必ずしも一致しない。

(出典) 総務省「国勢調査」、「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計(平成18年12月推計)」等

年金・医療・介護(全国民加入を基本とする社会保険)制度の概要

(注)費用・負担の計数は、年金・介護については 2008 年度予算、医療については 2006 年度実績。

		年金	医療	介護
保険集団		・国民年金〔自営業者等〕 ・厚生年金等被用者年金〔サラリーマン等〕	・市町村国保〔75 歳未満の自営業者等〕 ・被用者保険〔75 歳未満のサラリーマン〕 - 組合健保 - 政管健保 - 共済 ・長寿医療〔75 歳以上の全国民〕	市町村単位 〔40 歳以上の全国民〕
給 付		年金給付費 50. 5兆円	国民医療費 33. 1兆円	介護費用 7. 4兆円
負 担	利用者 本人負担	(該当なし)	約14% 〔負担割合 75歳未満:3割負担が基本(※) 75歳以上:原則1割負担〕	約10% (負担割合 1割負担)
	保険料 負担	約82% (当該年度の保険料は約65%、残余は運用収入・積立金受入れ等)	約49%	約39% (納付金に含まれる税負担を除いたベース)
	税負担 (国・地方)	約18% (大宗が国) (厚生年金の二階部分(＝全額保険料負担)等も含めた年金給付費総額に占める割合) (基礎年金給付費に占める税負担割合は約37. 3%)	約37% (国約25%、地方約12%)	約51% (国約26%、地方約25%) (納付金に含まれる税負担を含めたベース)

(※)具体的な負担割合は年齢・所得によって異なる

◎ 一般の者:3割負担 ◎ 義務教育就学前の乳幼児:2割負担

◎ 70～74 歳(一般の所得の者):2割負担(但し、2008 年 4 月から、予算措置により 1 割負担に据置き。なお、現役並みの所得を有する者は 3割負担)

過去の「建議」における主な指摘事項（医療関係）について

○ 高齢者の患者負担の見直し

- ・ 低所得者には適切な配慮を行いつつ、70 歳以上の高齢者の自己負担率を他の世代の負担率と統一していく

○ 保険免責制の導入

- ・ 一定金額までの保険免責制の導入

○ 食費・ホテルコストの取扱いの見直し

- ・ 療養病床はもとより一般病床に入院する者についても、食費・居住費について原則自己負担化

○ 高額療養費の見直し

- ・ 高額療養費の自己負担限度額の見直し

○ 先発品の保険給付の見直し

- ・ 後発品が存在する先発品について、公的医療保険給付は後発品の薬価の水準までとし、後発品との差額は自己負担とする仕組みの導入

○ 市販類似薬の保険給付の見直し

- ・ 市販薬と類似の医薬品（非処方せん薬）を公的医療保険給付の対象外化

健康保険組合・政府管掌健康保険の適用・財政状況等の推移

区 分		平成16年度決算 (2004年度)	平成17年度決算 (2005年度)	平成18年度決算 (2006年度)	平成19年度決算(見込) (2007年度)
健康保険組合	組 合 数	1,584	1,561	1,541	1,518
	被 保 険 者 数 (万人)	1,472	1,495	1,535	1,577
	平均標準報酬月額 (万円)	37.1	37.0	36.9	37.0
	保 険 料 率 (‰) (注)	74.8	74.0	73.2	73.1
	経常収支差引額 (億円)	3,062	2,956	2,372	599
政府管掌健康保険	被 保 険 者 数 (万人)	1,909	1,923	1,952	1,988
	平均標準報酬月額 (万円)	28.3	28.3	28.3	28.5
	保 険 料 率 (‰) (注)	82.0	82.0	82.0	82.0
	単年度収支差額 (億円)	2,405	1,419	1,117	▲ 1,390

(注)健康保険組合の19年度決算は見込み

個別の健保組合の状況(平成18年度決算ベース)

〔一人当たり総報酬額ベスト10〕

順位	業態名	一人当たり 総報酬額 (万円)
1	出版・報道	1,117
2	教育	1,091
3	出版・報道	1,077
4	出版・報道	1,021
5	薬品	1,018
6	出版・報道	1,007
7	貿易	1,001
8	海上・航空	999
9	出版・報道	976
10	教育	976

参考	協会けんぽ	385
----	-------	-----

〔保険料率が50%以下の組合〕

順位	保険料率 (%)	業態名
1	31.20	自動車販売・その他
2	31.26	自動車販売・その他
3	31.36	電気機器
4	32.00	電気機器
5	42.00	保険
6	43.50	銀行・金庫・公庫
7	44.00	証券・その他／ほか1組合
9	45.00	銀行・金庫・公庫／ほか3組合
13	46.00	銀行・金庫・公庫／ほか3組合
17	47.00	自動車販売・その他
18	48.00	教育／ほか5組合
24	49.10	サービス・建設・その他
25	50.00	電気機器／ほか21組合

参考	82.00	協会けんぽ
----	-------	-------

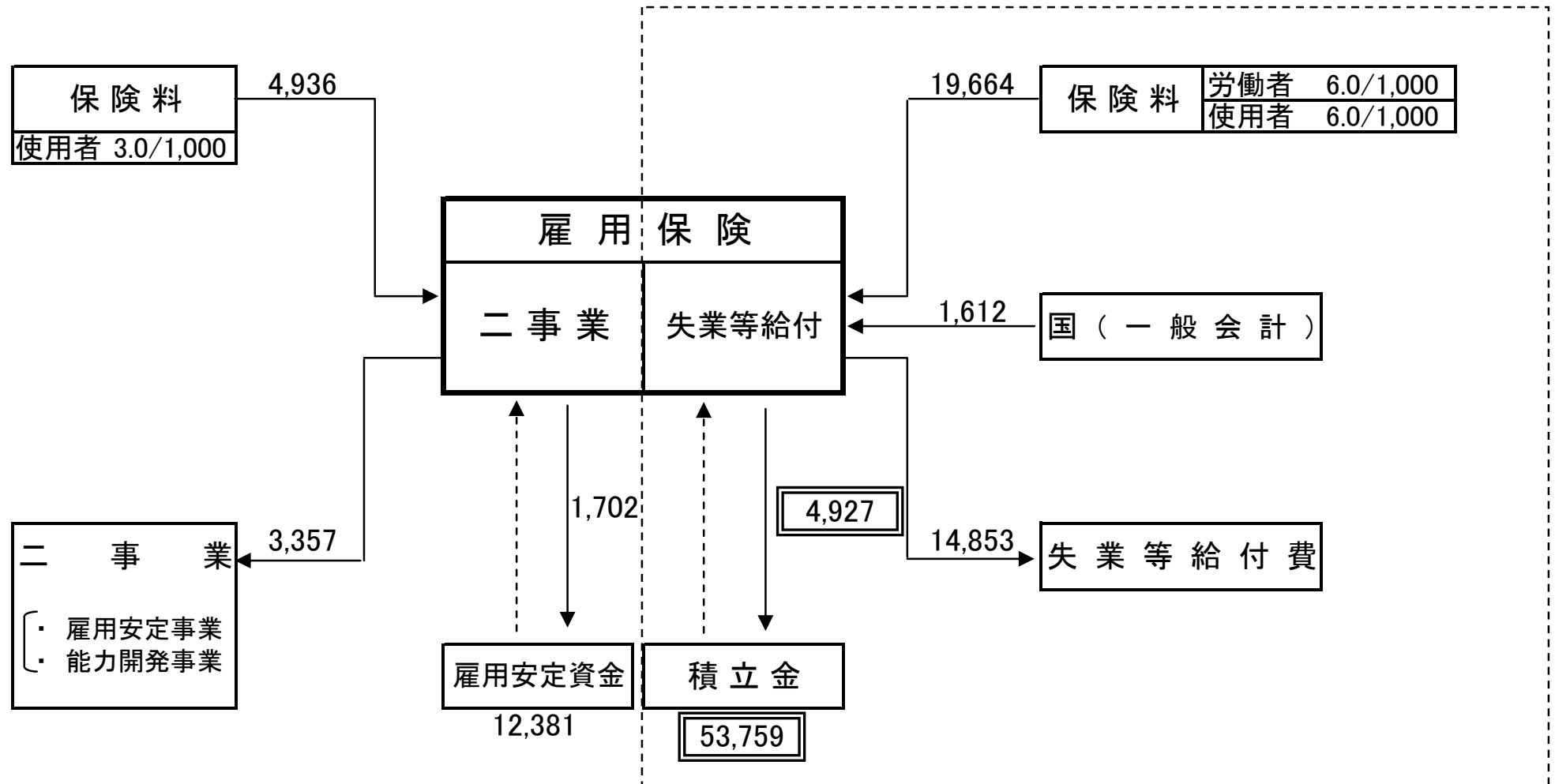
〔被保険者の負担分が20%以下の組合〕

順位	被保険者 負担分 (%)	業態名
1	11.00	銀行・金庫・公庫
2	12.40	電力・ガス・水道・電設／ほか1組合
4	13.00	海上・航空
5	14.00	銀行・金庫・公庫
6	14.15	銀行・金庫・公庫
7	14.50	教育
8	15.00	その他の団体・法人／ほか2組合
	～16.00	貿易／他3組合
	～17.00	証券・その他／ほか5組合
	～18.00	サービス・建設・その他／ほか6組合
	～19.00	貿易／他3組合
	～20.00	輸送用器具／ほか8組合

参考	41.00	協会けんぽ
----	-------	-------

雇用保険制度の概要 【平成20年度】

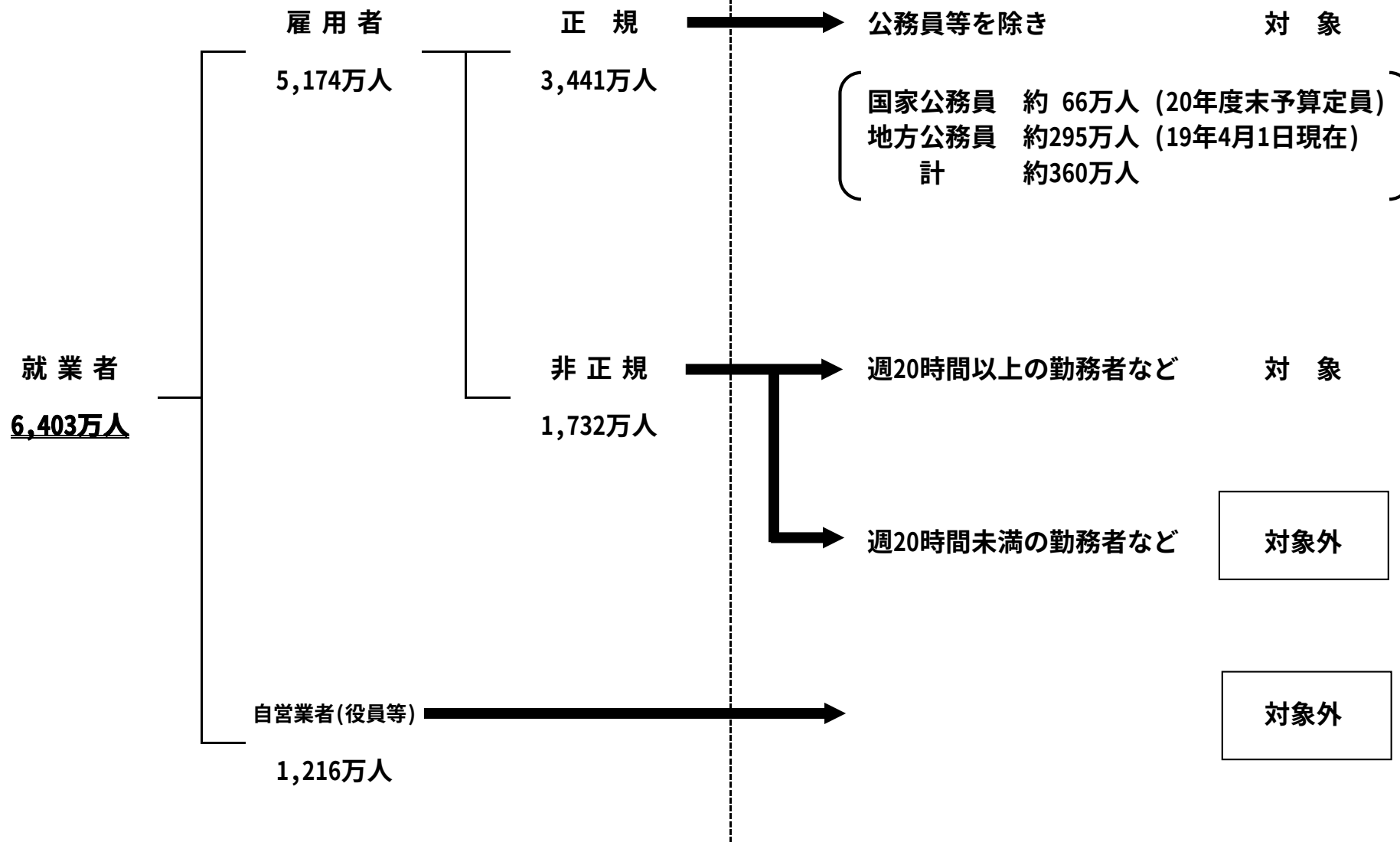
(単位:億円)



「労働力調査」(総務省)(平成19年平均)

「雇用保険」の対象者(厚生労働省)(平成19年平均)

3,685万人



○ 雇用者と自営業者等の比較

(単位：千円)

	1956年 (昭和31年)	2006年 (平成18年)
民間給与所得者 平均給与	202	3,670
事業所得平均	280	3,028

(出典：国税庁 民間給与実態統計調査、国税庁 統計年報)

○ 正規雇用と非正規雇用の比較

・生涯賃金

男性正規雇用	235.4百万円
男性正規雇用以外	135.4百万円

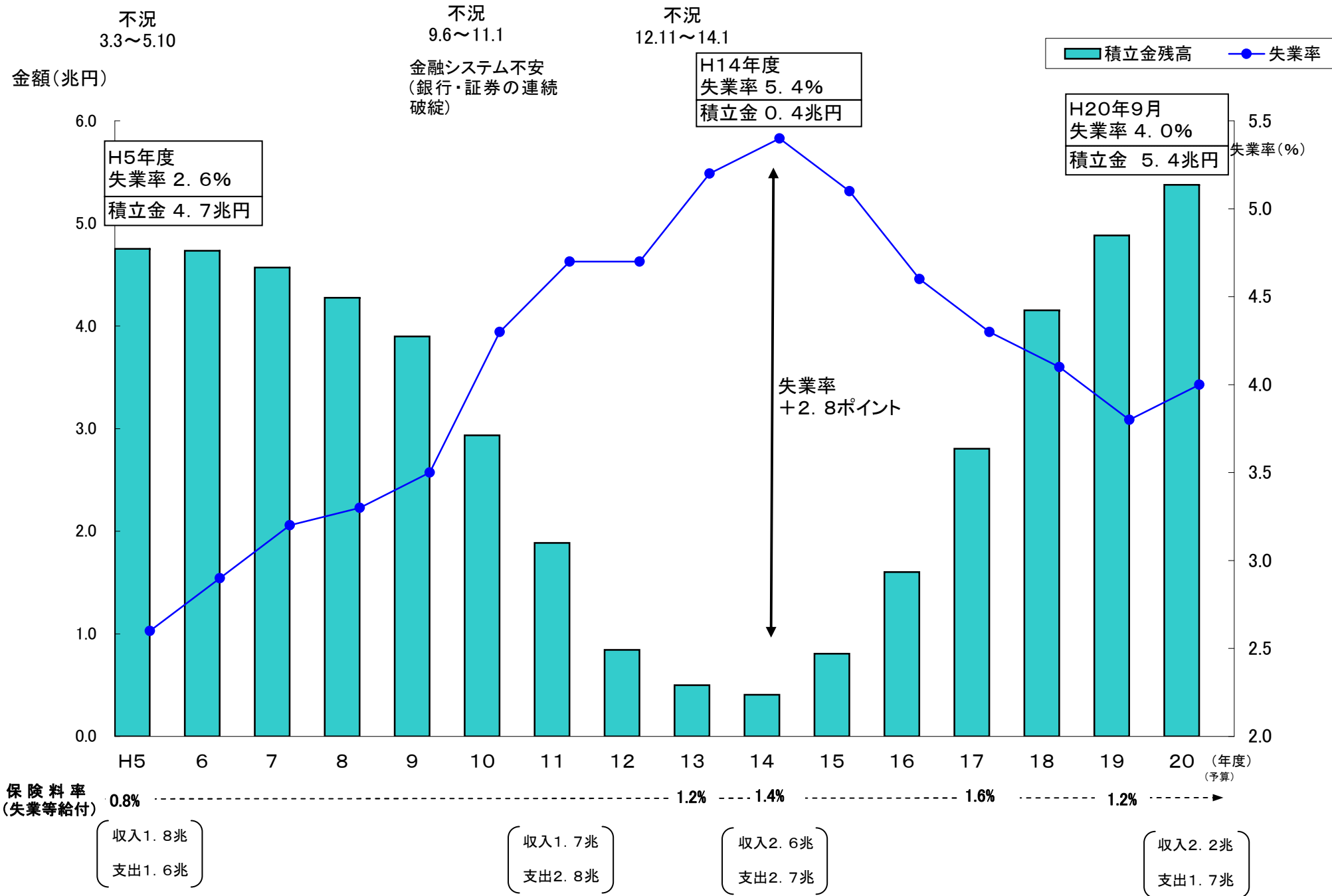
(出典：内閣府 平成18年度 年次経済財政報告)

・正規雇用と非正規雇用の割合

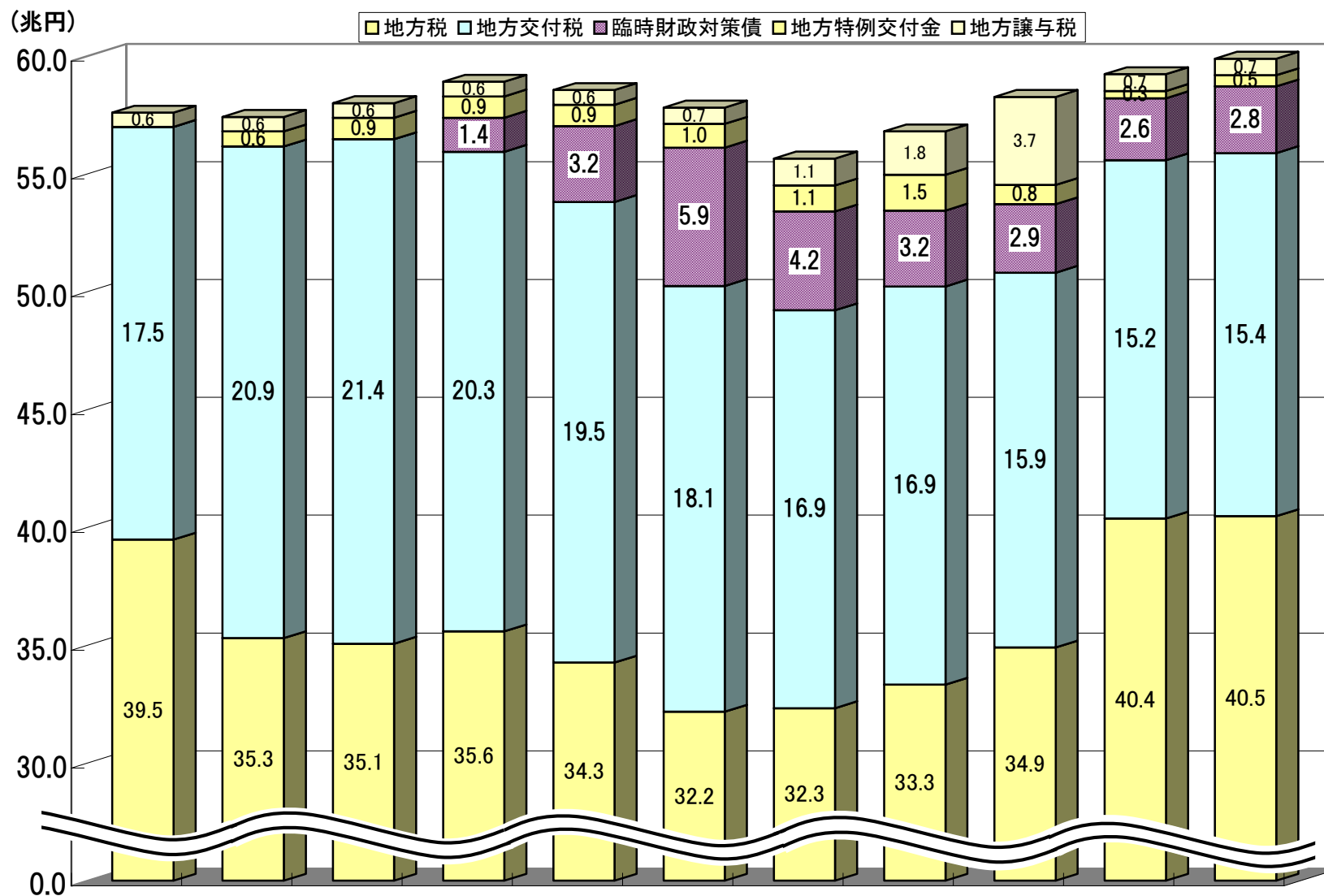
	1984年 (昭和59年)	1990年 (平成2年)	2000年 (平成12年)	2007年 (平成19年)
正 規	84.7%	79.8%	74.0%	66.5%
非正規	15.3%	20.2%	26.0%	33.5%

(出典：総務省統計局 労働力調査)

雇用保険積立金の推移



地方一般財源総額(地財計画ベース)の推移



	10'	11'	12'	13'	14'	15'	16'	17'	18'	19'	20'
一般財源(兆円)	57.6	57.4	58.0	58.9	58.6	57.8	55.6	56.8	58.3	59.2	59.9
一般財源比率	66.1%	64.9%	65.2%	66.0%	66.9%	67.1%	65.7%	67.8%	70.1%	71.2%	71.8%

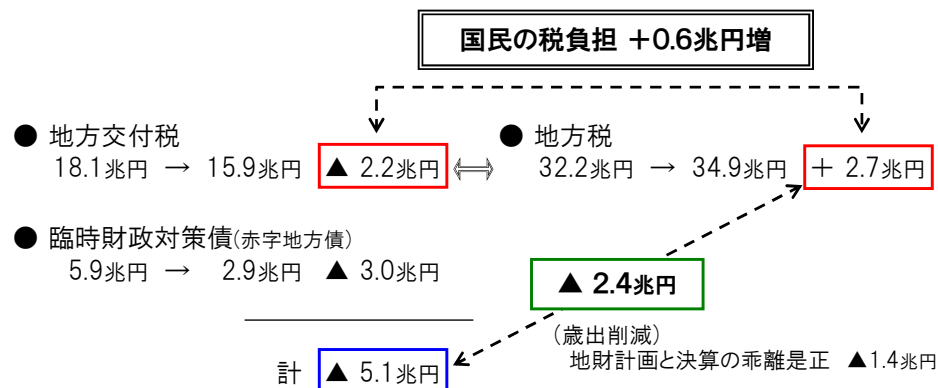
(※) 1.「地方一般財源」は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額としている。

2.「一般財源比率」は、上記「地方一般財源」を地財計画歳入総額で除したものである。

3.計数は全て地財計画ベースである。

(2003年度) (2006年度)
平成15年度 ⇒ 平成18年度〔三位一体改革期間中〕
(直近の地方税収最低時)

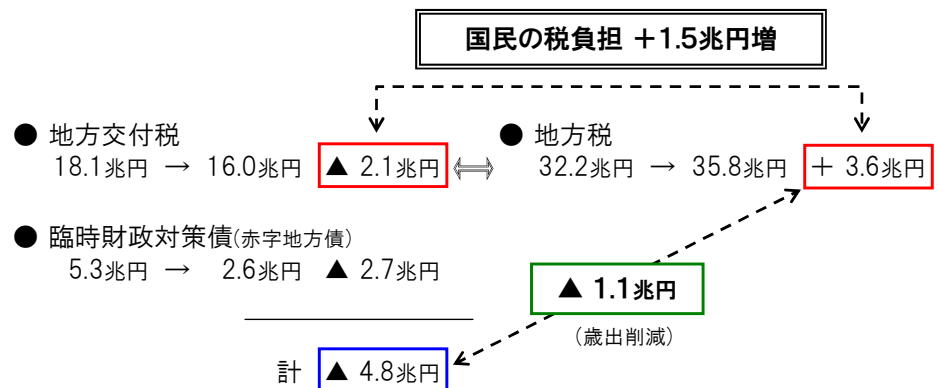
計
画
ベ
ー
ス



地方交付税の減は地方税の増でカバー。
赤字地方債の減は歳出削減(主として決算乖離是正)でカバー。

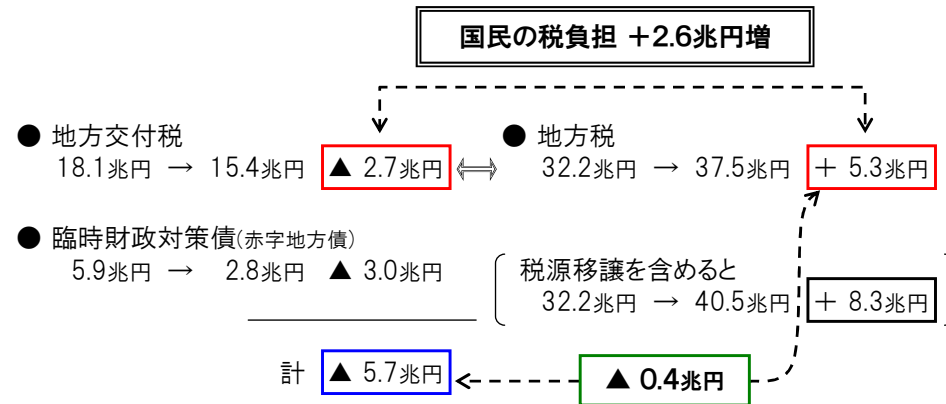
決
算
ベ
ー
ス

(※)
2008年度は計画ベース



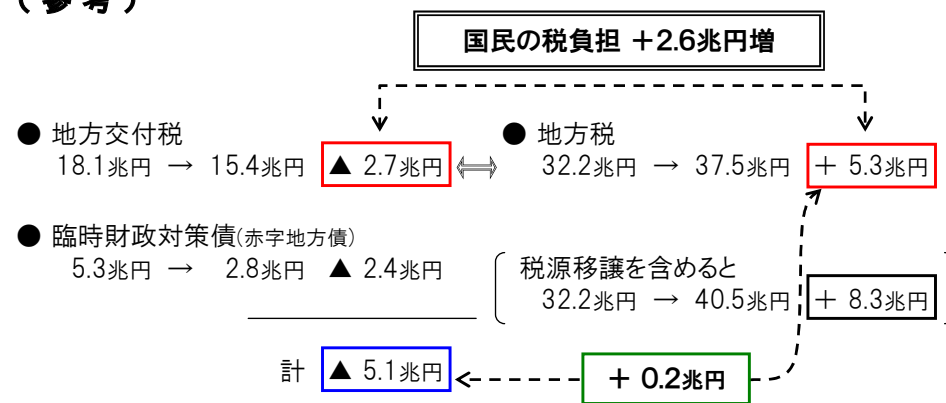
地方交付税の減に加え、赤字地方債の減の半分以上を地方税の増でカバー。
残余(減収額全体の2割程度)を歳出削減でカバー。

(2003年度) (2008年度)
平成15年度 ⇒ 平成20年度

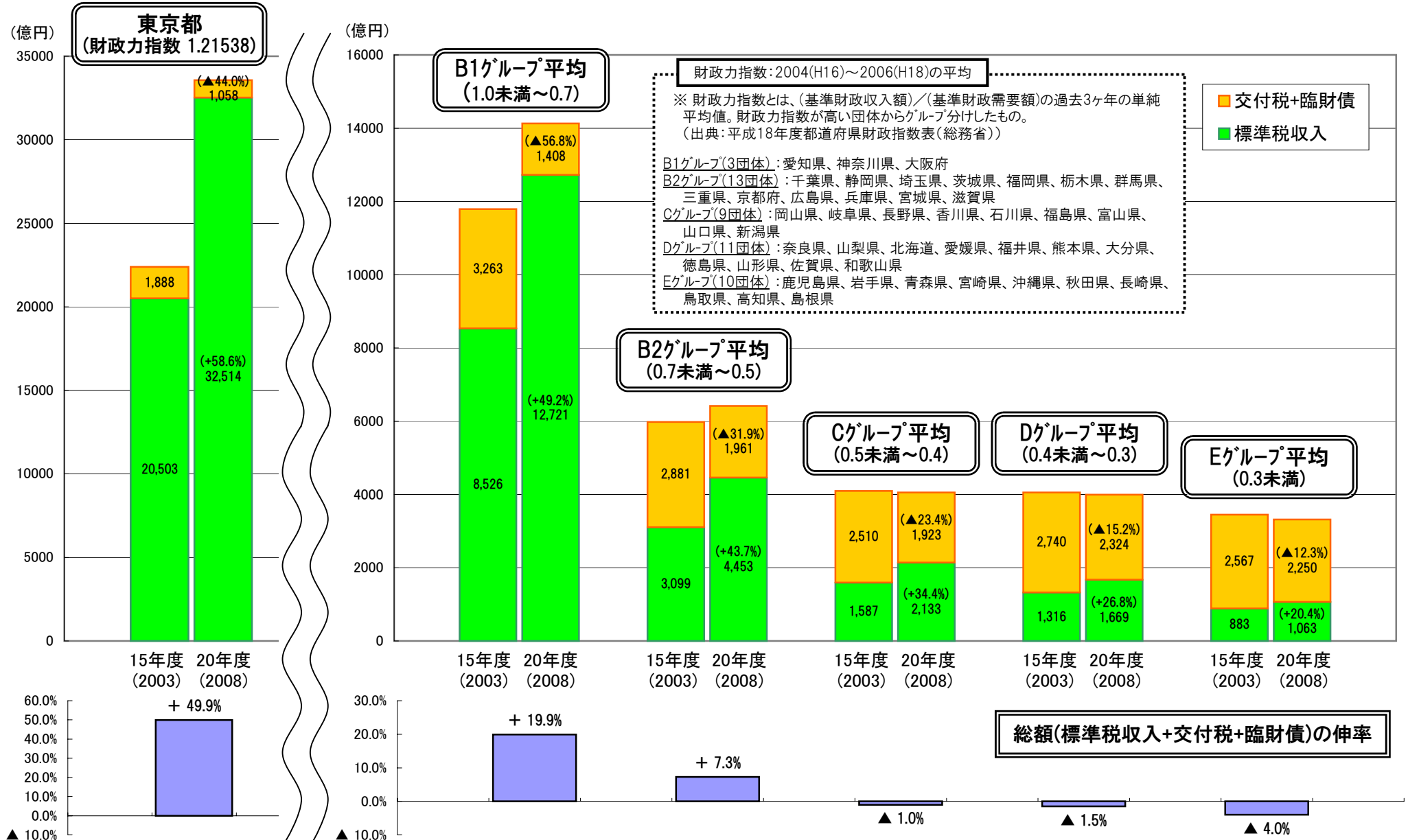


地方交付税の減のみならず、赤字地方債の減も地方税の増でカバー。

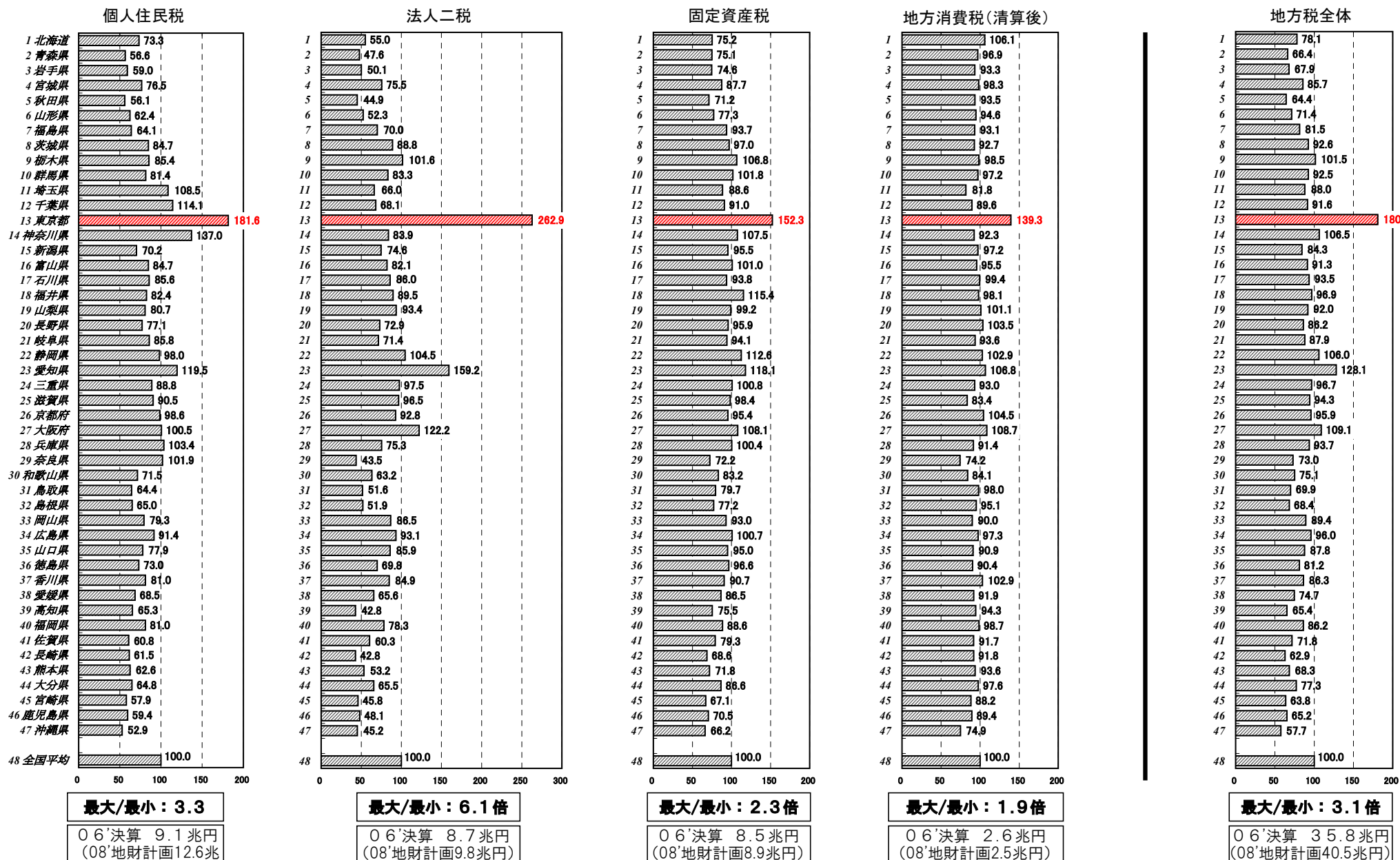
(参考)



財政力指数別にみた標準税収入、地方交付税及び臨時財政対策債の伸び (2003(平成15)年度と2008(平成20)年度の比較)



地方税(2006年度決算)の人口1人当たり税收額の指数(全国平均を100とした場合)



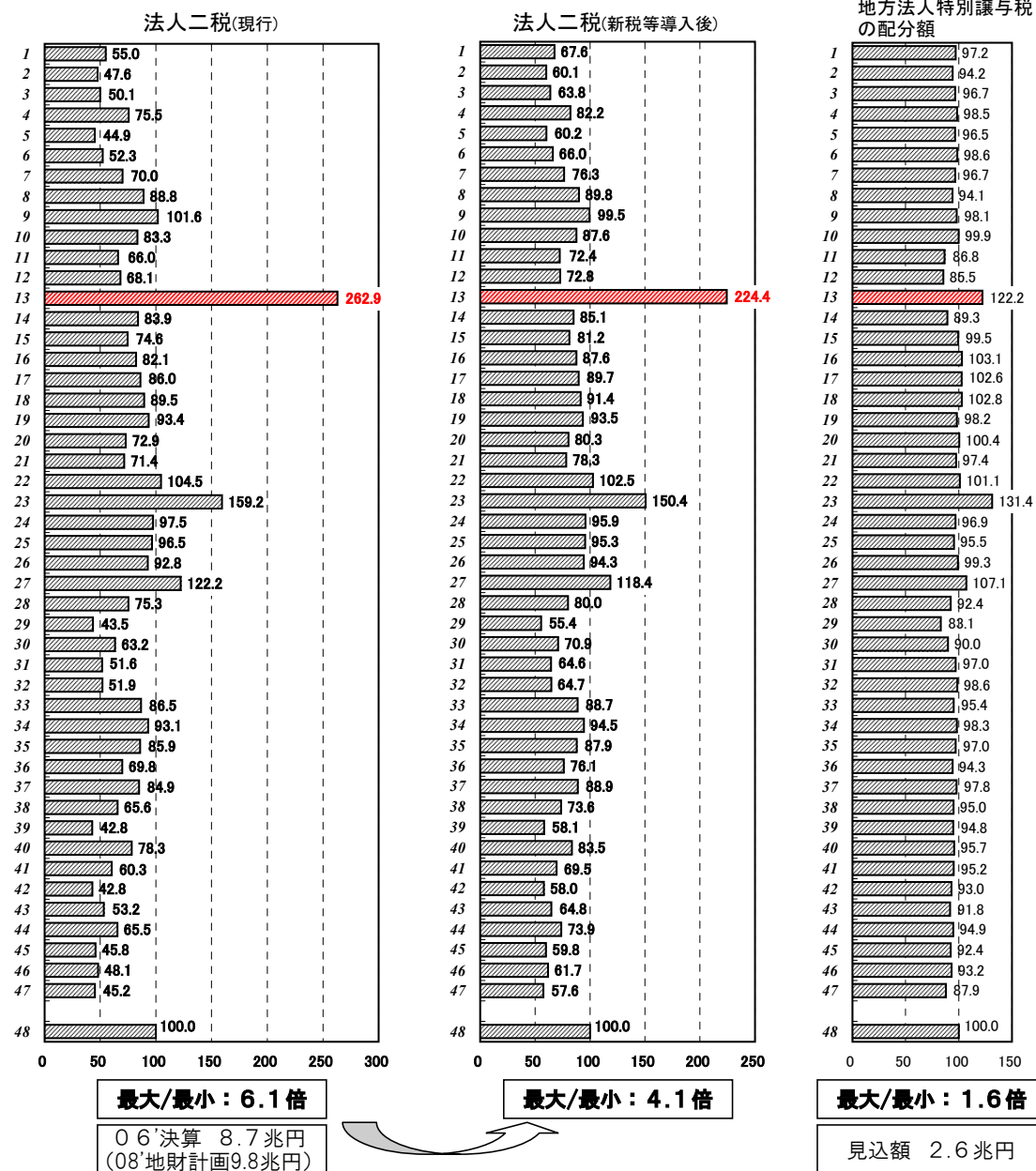
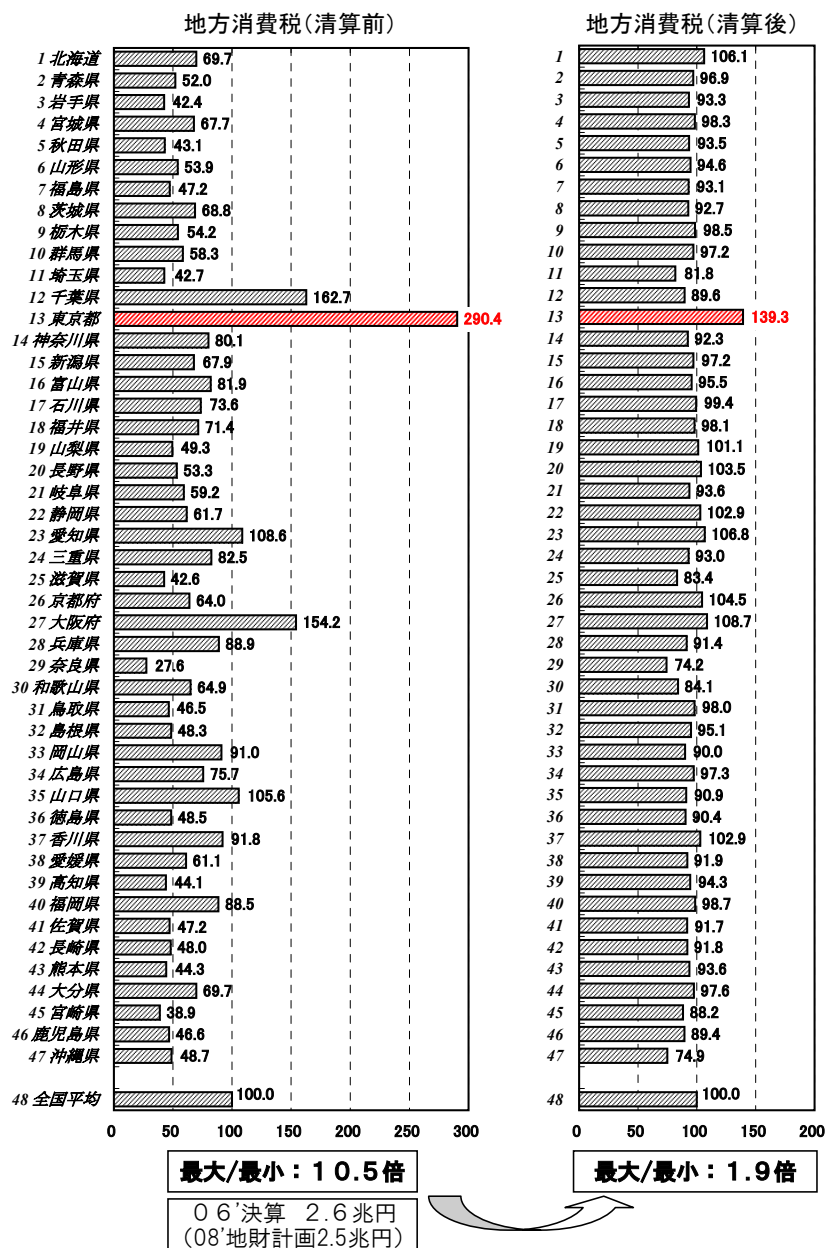
(注1) 個人住民税の税收額には、配当割、株式等譲渡所得割、利子割を含む。

(注2) 固定資産税の税收額には、道府県分を含む。

(注3) 人口については、2007(平成19)年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

(備考) 2006(平成18)年度決算額(超過課税を除く)により作成。

機械的基準により自治体間で清算あるいは各自治体に譲与される税の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合)



(注1) 個人住民税の税収額には、配当割、株式等譲渡所得割、利子割を含む。また、固定資産税の税収額には、道府県分を含む。

(注2) 人口については、2007(平成19)年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

(注3) 法人二税及び地方税全体(新税等導入後)は、2006(平成18)年度決算額(超過課税を除く)をもとに、総務省の試算による法人事業税の減収見込額を減じ、法人特別譲与税見込額を加算出している。

国と地方の財政状況 ～国は総体としての地方よりも極めて厳しい財政状況。

◆ 国と地方の債務残高と税収の比率（2008(平成20)年度）

	債務残高	税 収 (交付税等移転後)	債務残高の税収 に対する比率
国	6 1 5 兆円	4 0.0 兆円	1 5.4 倍
地方	1 9 7 兆円	5 6.4 兆円	3.5 倍

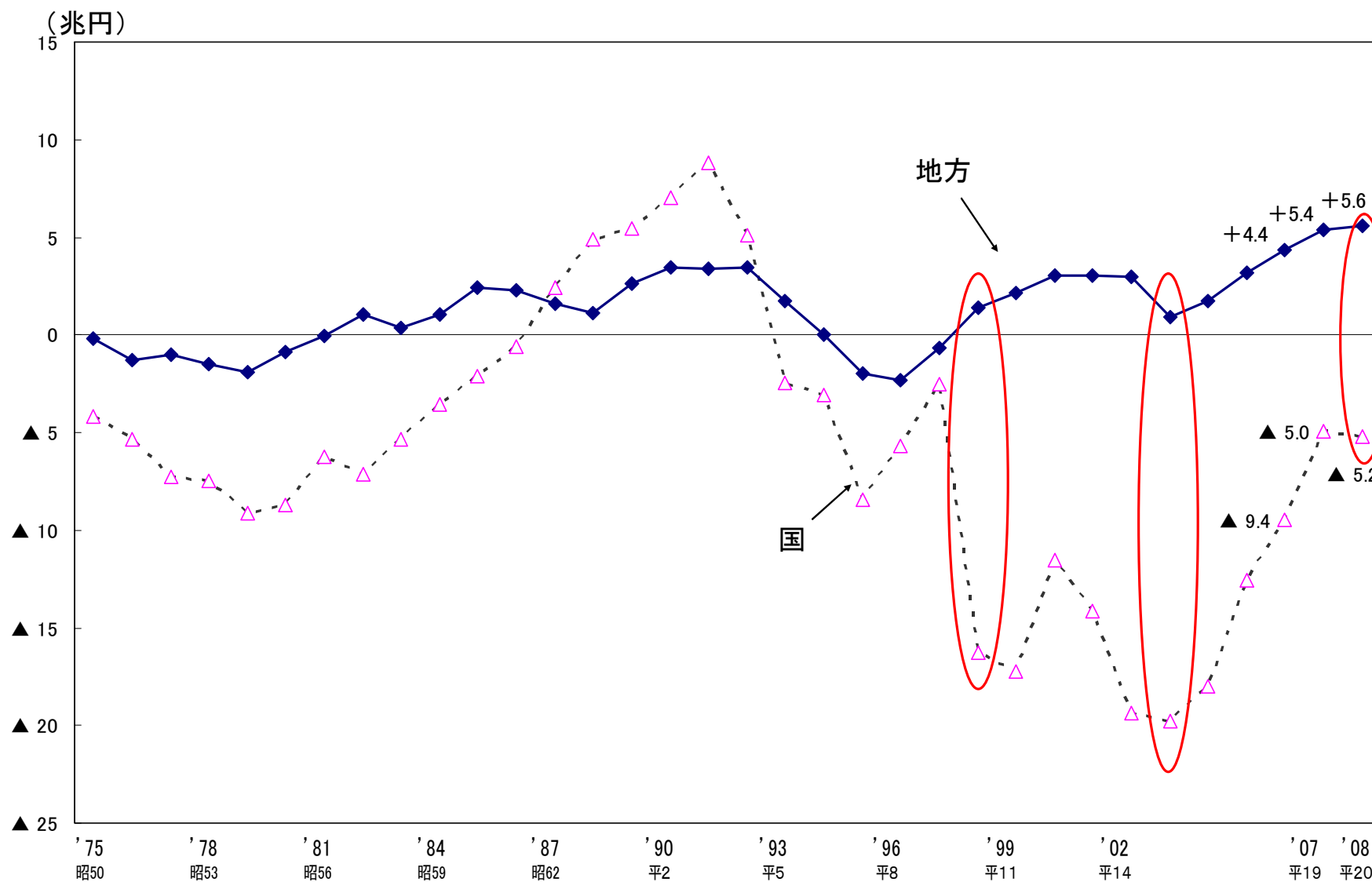
◆ 国と地方のプライマリーバランス（2008(平成20)年度）

国	▲ 5.2 兆円	地方	+ 5.6 兆円
---	----------	----	----------

◆ 国と地方の債務残高の増減

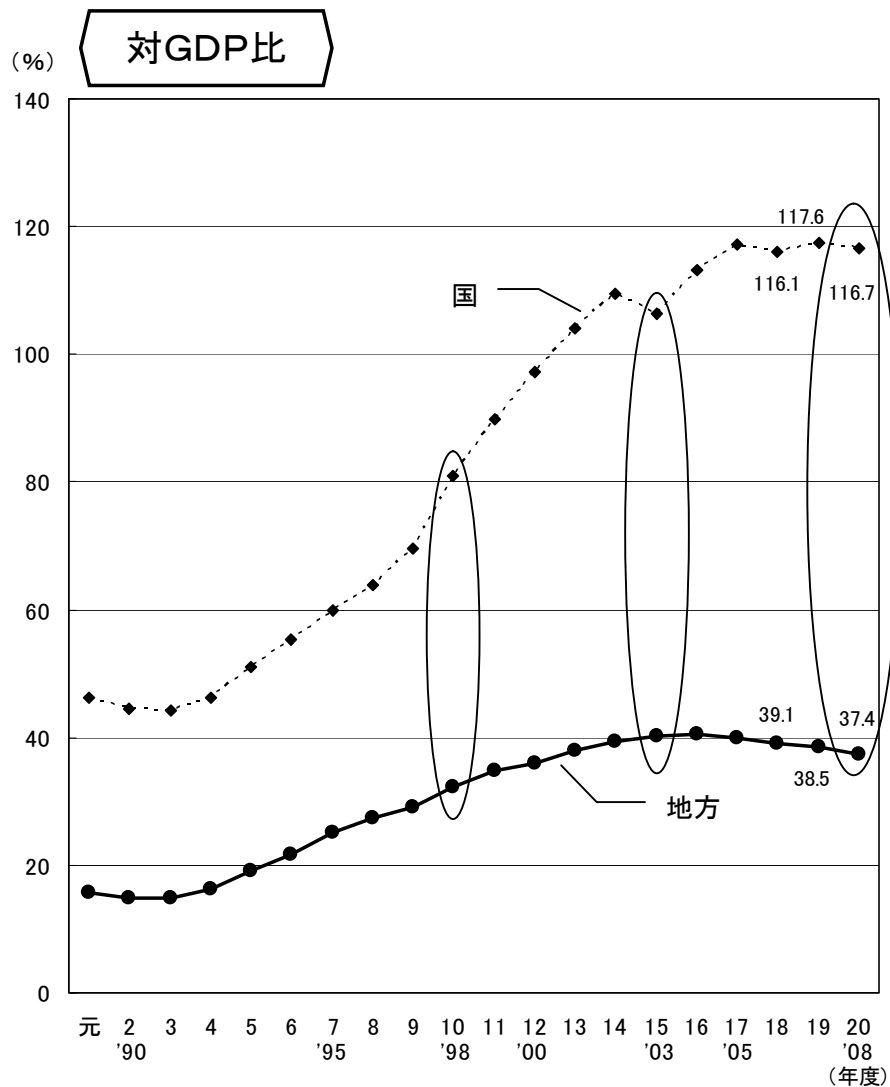
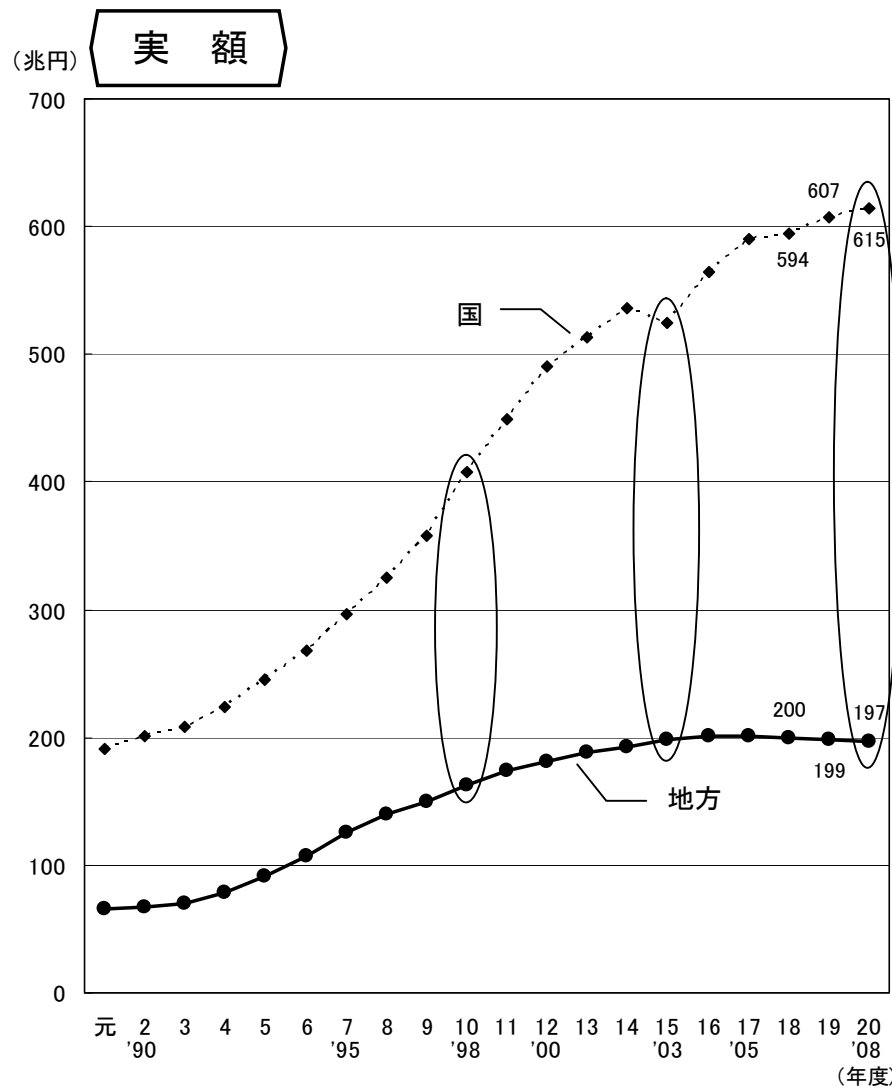
	2007年度 (平成19年度)	2008年度予算 (平成20年度)	増 減 額
国	6 0 7 兆円	6 1 5 兆円	+ 8 兆円
地方	1 9 9 兆円	1 9 7 兆円	▲ 2 兆円

国と地方の基礎的財政収支の推移



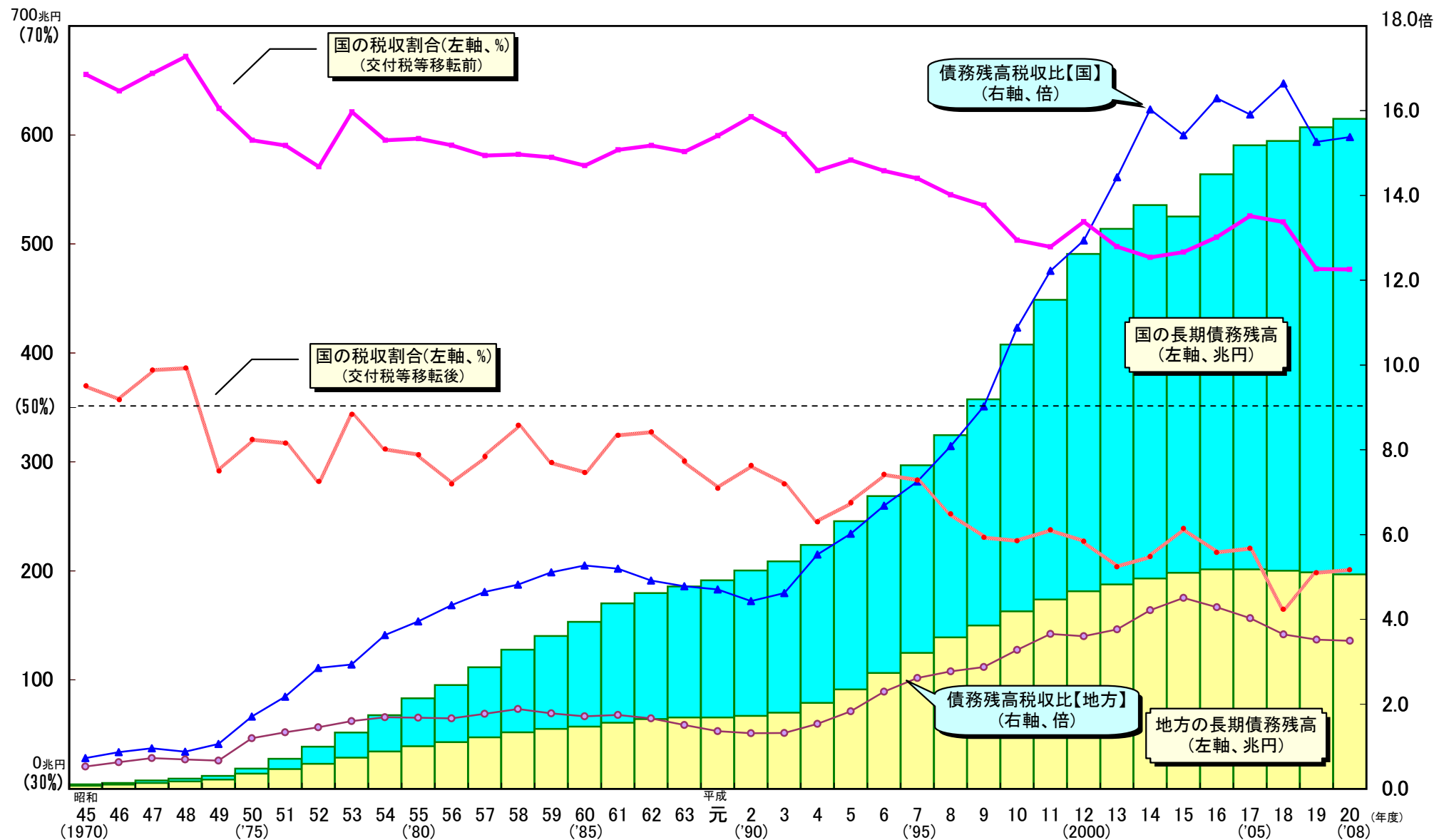
- (注) 1. 国:「国債費－公債金収入」(一般会計)(2006(平18)年度までは決算ベース、
2007(平19)年度は補正予算ベース、2008(平20)年度は当初予算ベース)
2. 地方:「(公債費＋公営企業繰出金のうち企業債償還費)－地方債」(地方財政計画ベース)

国と地方の長期債務残高の推移



(注) 1. 2006(平成18)年度までは決算額、2007(平成19)年度は補正後予算額、2008(平成20)年度は予算額である。
 2. GDPは、2007(平成19)年度は実績見込み、2008(平成20)年度は政府見通し。

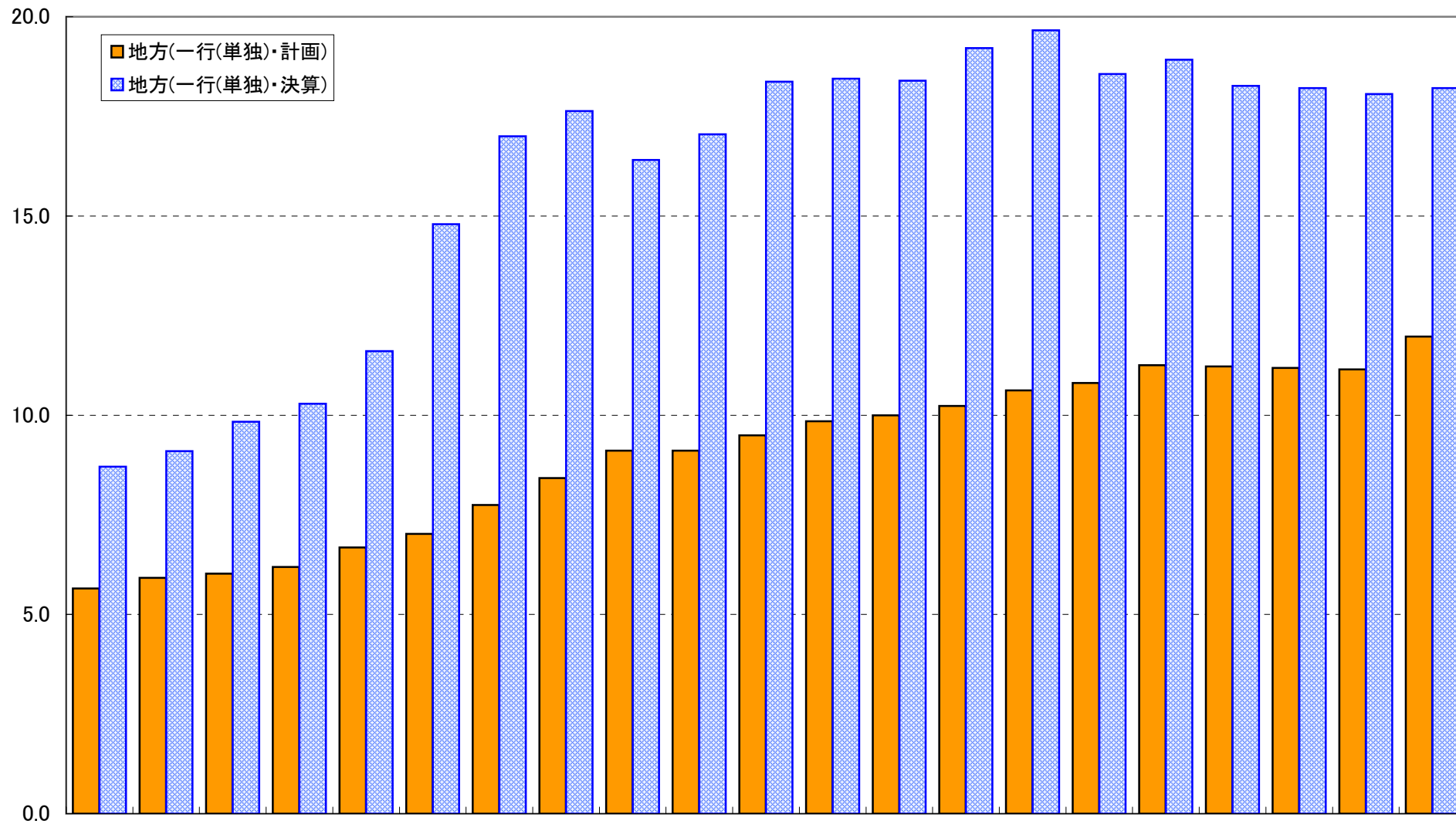
国の長期債務残高、税収割合(交付税等移転後)、債務残高税収比の推移



- (注) 1. 計数はそれぞれ、18年度までは決算ベース、19年度及び20年度は当初予算(地方は地財計画)ベースである。
 2. 交付税等移転後とは、国税収(特会諸税を含む)から地方へ移転される交付税法定率分及び譲与税の額を除いたものである。
 3. 国の債務残高税収比は、国の長期債務残高を交付税等移転後の国税収で除したものである。地方については、地方の長期債務残高(交付税特会借入金、公営企業債(普通会計負担分)及び地方債残高の合計額)を地方税収等(地方税収に国から移転された交付税法定率分及び譲与税を含む。)で除したものである。

一般行政経費(単独事業)における計画と決算の推移

(兆円)



	60 (1985)	61	62	63	元	2 (1990)	3	4	5	6	7 (1995)	8	9	10	11	12 (2000)	13	14	15	16	17 (2005)
一行(単独)・計画	5.7	5.9	6.0	6.2	6.7	7.0	7.7	8.4	9.1	9.1	9.5	9.9	10.0	10.2	10.6	10.8	11.3	11.2	11.2	11.1	12.0
一行(単独)・決算	8.7	9.1	9.8	10.3	11.6	14.8	17.0	17.6	16.4	17.0	18.4	18.4	18.4	19.2	19.7	18.6	18.9	18.3	18.2	18.1	18.2

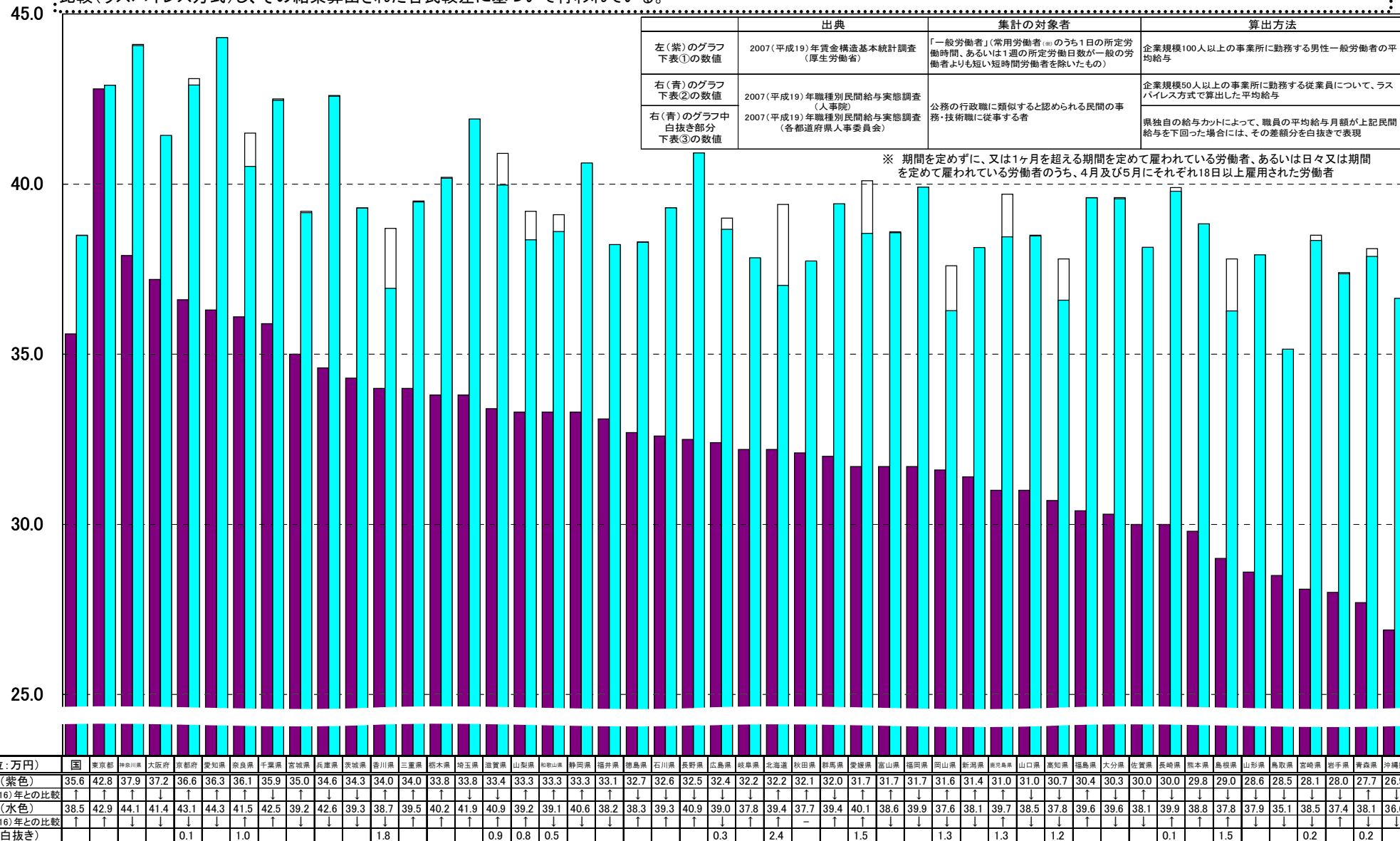
(注) 「一行(単独)・決算」は、一般行政経費総額の再修正後決算額から一般行政経費(補助)の修正後計画額を控除した額としている。

(兆円)

賃金構造基本統計調査での民間企業給与と人事委員会勧告での民間企業給与の比較（各都道府県別）

各都道府県人事委員会の調査による民間企業の平均給与と、賃金構造基本統計調査による民間企業の平均給与は、調査対象、算出方法を異にしているため、両者の数値を単純に比較してその多寡を論じることは適当ではないことに注意が必要である。

なお、人事院及び人事委員会の給与勧告は、官民の比較給与を、単純な官民給与の平均値によるものではなく、役職段階・勤務地域・学歴・年齢階層を同じくするもの同士を対応させて比較（ラスパイレス方式）し、その結果算出された官民較差に基づいて行われている。

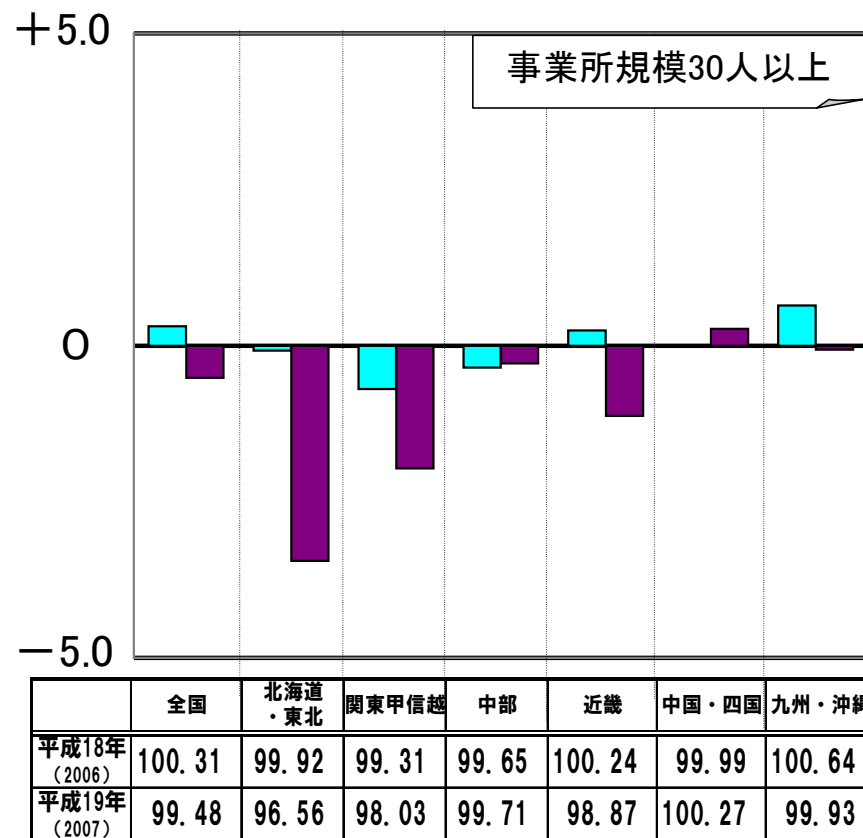


上記の表における矢印は、2004（平成16）年の賃金構造基本統計調査及び人事院・人事委員会の民間給与実態調査における民間給与と、2007（平成19）年調査における各民間給与をそれぞれ比較して、各民間給与が上がっている団体については「↑」で、下がっている団体については「↓」でその推移を示している。

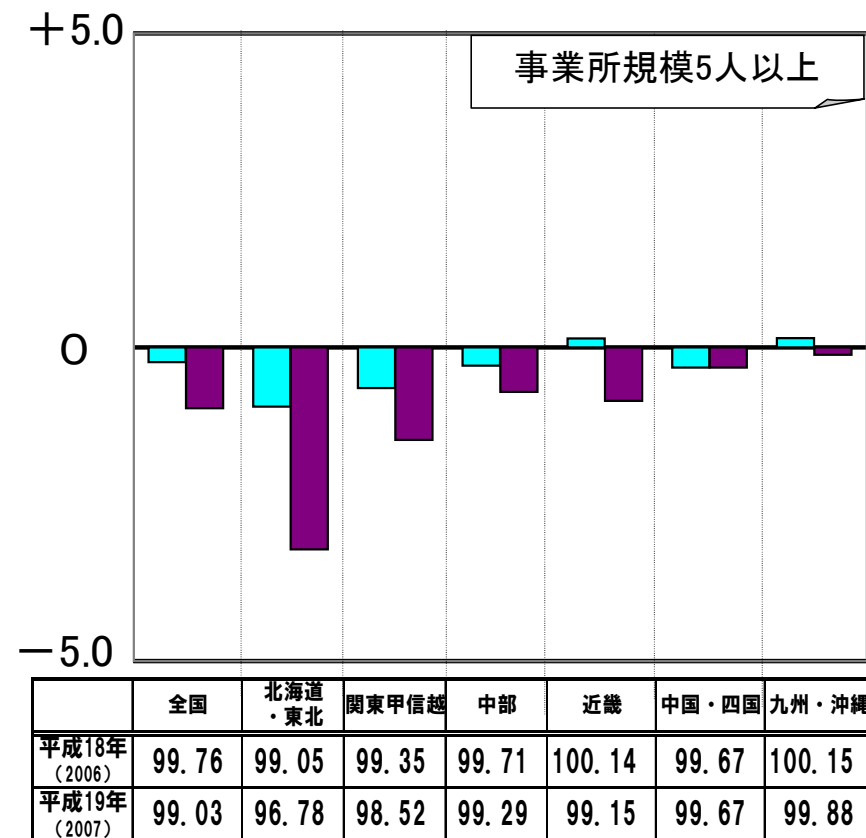
なお、秋田県については、2004（平成16）年人事院勧告時の民間給与が公表されていなかったため推移を示していない。

賃金構造基本統計調査における民間給与 （2004（平成16）年調査からの推移）	上昇（↑）		下落（↓）	
人事委員会調査における民間給与 （2004（平成16）年調査からの推移）	上昇（↑）	下落（↓）	上昇（↑）	下落（↓）
都道府県数	9	13	12	12

毎月勤労統計調査に基づく地域別民間給与の推移



各ブロックごとに2005(平成17)年の所定内給与を100として指数化



各ブロックごとに2005(平成17)年の所定内給与を100として指数化

出典	調査対象	算出方法	グラフ
毎月勤労統計調査 (厚生労働省)	事業所規模30人以上・ 5人以上の事業所に勤 務する一般労働者 (※)	一般労働者の所定内給与(※)を地域ブロック 別に集計し、2005(平成17)年のブロックごとの 平均所定内給与を100として、2006(平成18) 年、2007(平成19)年の平均所定内給与をそれ ぞれ指数化	左(水色)⇒ブロック別の2006(平成18)年平均所定 内給与指数の2005(平成17)年(100)からの増減 右(紫色)⇒ブロック別の2007(平成19)年平均所定 内給与指数の2005(平成17)年(100)からの増減

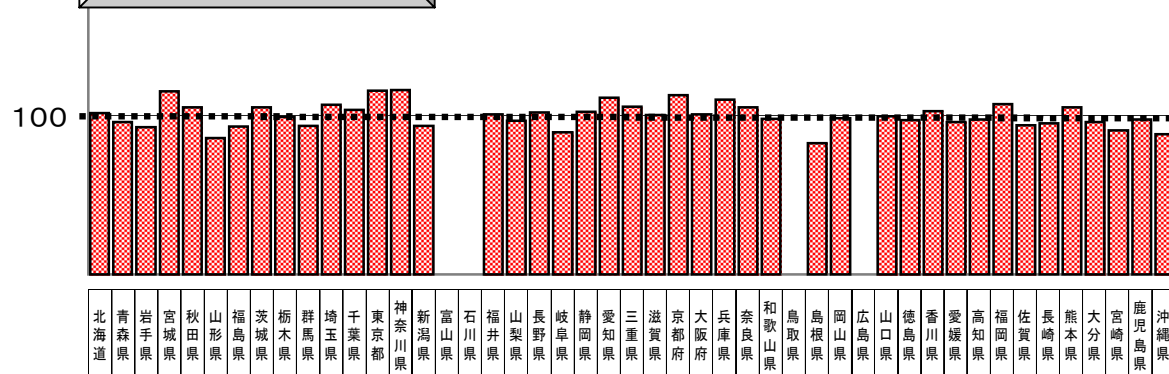
※ 一般労働者とは、期限を定めずに、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者、あるいは日々又は期間を定めて雇われている者で調査期間の前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇い入れられた者のうち、1日の所定労働時間あるいは1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短いパートタイム労働者以外の者をいう。

※ 所定内給与とは、基本給に、原則として毎月決まって支払われる手当を加えたもの(時間外手当を除く)。

民間の特別給支給状況(職種別民間給与実態調査と賃金構造基本統計調査)

職種別民間給与実態調査 (各都道府県人事委員会)

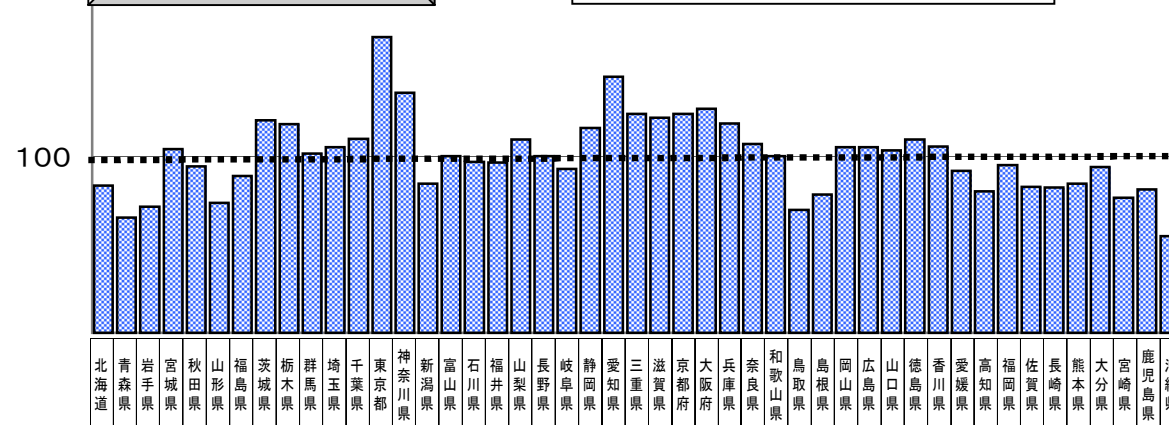
企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所において支払われた特別給



(注) 各都道府県人事委員会が公表している「民間事業所で支払われた特別給」の支給額を引用。なお、事務・技術等従業員と技能・労務等従業員への特別給支給額を分けて公表している都道府県については、事務・技術等従業員への特別給支給額を引用。

賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)

「企業規模10人以上」の事業所において、一般労働者(※)に支払われた「賞与、期末手当等特別給与額(いわゆるボーナス)」



※ 「一般労働者」⇒期間を定めず、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者、あるいは、日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者で調査の前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用された労働者(「常用労働者」)のうち、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者(「パート労働者」)を除いた労働者。

調査対象を異にしている「職種別民間給与実態調査」と「賃金構造基本統計調査」により、ボーナスの絶対水準を直接比較することは不適當

従って、ボーナスの相対水準を指数化し分析

「職種別民間給与実態調査」

- ・調査対象となっている事業所で支払われた1年間の特別給の平均額
- ・試算に必要なデータをHP上でとることのできなかった4県を除く43都道府県の平均を100として、各県の平均額を指数化
- ・指数の上位3県と下位3県の平均を比較

	上位3県	下位3県
	神奈川県・東京都・宮城県	島根県・山形県・沖縄県
指数	118.18	87.64

1.35倍

「賃金構造基本統計調査」

- ・対象の一般労働者が支給された「賞与、期末手当等特別給与額(いわゆるボーナス)」の平均額を都道府県別に集計
- ・47都道府県の平均を100として各県の平均額を指数化
- ・指数の上位3県と下位3県の平均を比較

	上位3県	下位3県
	東京都・愛知県・神奈川県	沖縄県・青森県・鳥取県
指数	149.41	63.19

2.36倍

「職務と責任（役職段階）」に基づくラスパイレス指数

都道府県	総務省公表 ラスパイレス指数(①)	「職務と責任」に応じた ラスパイレス指数(②)
A県	98.2	108.3
B県	100.7	106.1
C県	102.9	103.6
D県	100.8	102.0
E県	100.2	101.4
F県	99.8	101.5
G県	102.3	102.2
H県	99.6	101.9
I県	102.1	104.7

都道府県	総務省公表 ラスパイレス指数(①)	「職務と責任」に応じた ラスパイレス指数(②)
J県	100.9	103.0
K県	96.3	97.5
L県	100.7	101.8
M県	100.0	100.8
N県	98.8	109.2
O県	100.2	102.4
P県	100.9	101.9
Q県	92.6	98.9
R県	100.9	100.6

平均(A～R県)	99.9	102.7
----------	------	-------

※ ①は、⁽²⁰⁰⁷⁾「平成19年地方公務員給与の実態」(総務省)から引用したラスパイレス指数

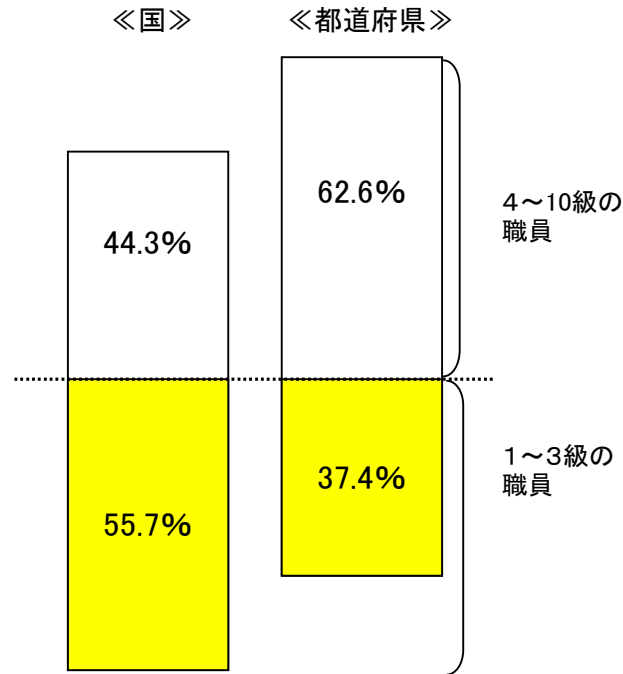
※ ②は、⁽²⁰⁰⁷⁾「平成19年国家公務員給与実態調査」(人事院)、⁽²⁰⁰⁷⁾平成19年各都道府県人事委員会勧告時の職員の給与の実態に関する調査等を基に、地方公共団体の行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の給料額とを役職段階別に比較して計算したラスパイレス指数

※ 掲載しているのは、計算に必要な情報をHPから引用することのできた団体のみ

	計算方法	ラスパイレス指数の変動要因
「学歴と責任」に基づく ラスパイレス指数 (総務省公表)	「学歴と経験年数」が同じ区分に属する 職員を国と地方で比較して計算	(1) 給料の改定率が国よりも高ければラスパイレス指数は高くなる。 (2) 昇格(級の上昇)、昇給(号俸の上昇)のスピードが国よりも早ければラスパイレス指数は高くなる。 (参考) 年功的要素を完全に排除した賃金体系においても、昇格スピードによりラスパイレス指数は変動する。
「職務と責任」 に基づく ラスパイレス指数	「職務と責任」(俸給表の級)が同じ区分に 属する職員を国と地方で比較して計算	(1) 給料の改定率が国よりも高ければラスパイレス指数は高くなる。 (2) 同一の級の中で、高い号俸が適用される職員の構成割合が高まれば、ラスパイレス指数は高くなる。 ⇒ 昇格スピードを早めた場合、各級の中で低い号俸が適用される職員が増えるため、ラスパイレス指数は下がる。 ・ 昇格スピードを早めた場合、各級の中で高い号俸が適用される職員が増えるため、ラスパイレス指数は上がる。 (参考) 年功的要素を完全に排除した賃金体系においては、昇格スピードによりラスパイレス指数が変動することはない。

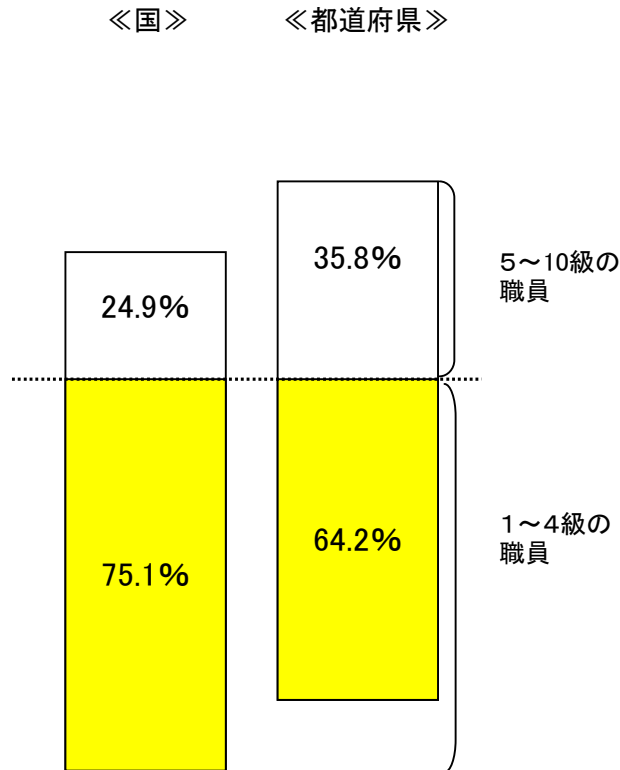
級別職員構成の比較(国と都道府県・政令市)

国と都道府県の比較



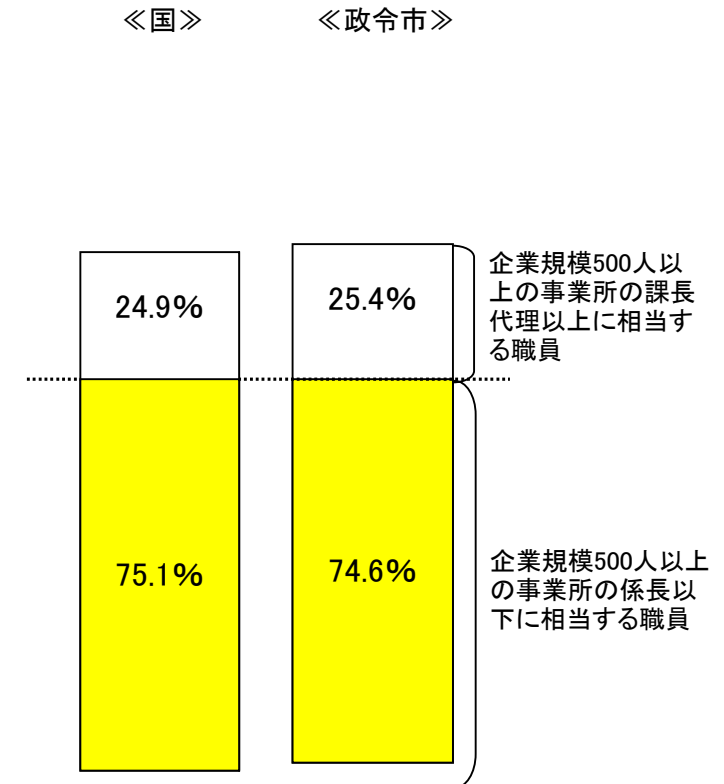
国の職員を3級以下と4級以上に分類した際の職員の構成割合と、地方の職員を3級以下と4級以上に分類した際の職員の構成割合を比較

国と都道府県の比較



国の職員を4級以下と5級以上に分類した際の職員の構成割合と、地方の職員を4級以下と5級以上に分類した際の職員の構成割合を比較

国と政令市の比較



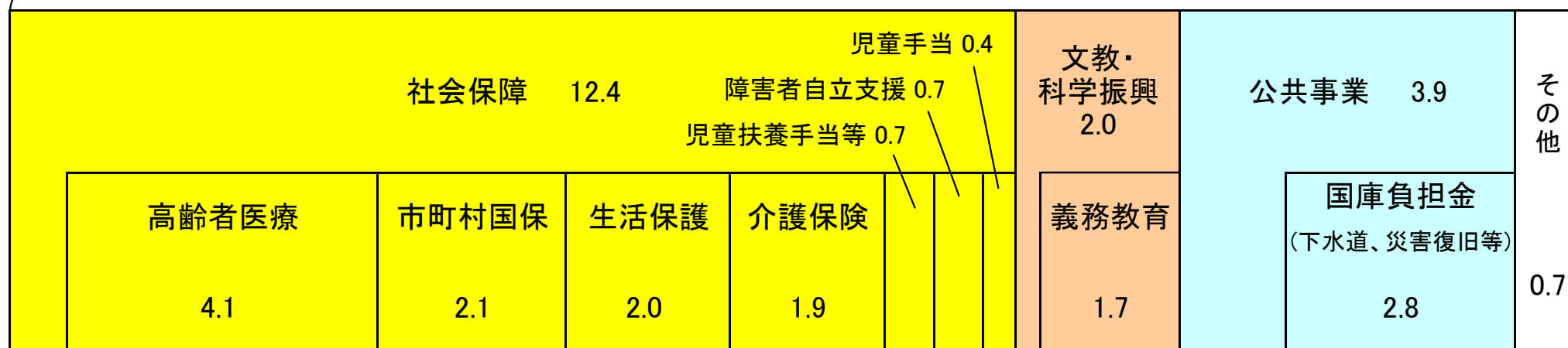
人事院勧告及び各政令市人事委員会勧告を基に、国及び政令市の職員を「企業規模500人以上の事業所の係長以下に対応する職員」と「企業規模500人以上の事業所の課長代理以上に対応する職員」に分類した際の、それぞれの区分に属する職員の構成割合を比較

- ※ 国の職員数は、行政職俸給表(一)適用者数であり、約16.7万人(2007(平成19)年国家公務員給与実態調査に基づく2007(平成19)年4月1日時点の職員数)。
- ※ 都道府県の職員数は、東京都を除く46道府県の一般行政職の職員数であり、約26.9万人(総務省統一様式で公表している各団体HP資料に基づく2007(平成19)年4月1日時点の職員数)。
- ※ 政令市の職員数は、「民間の係長相当以下」、「民間の課長代理相当以上」の区分によって級を分類することのできる11団体の一般行政職の職員数であり、約5.8万人(2007(平成19)年4月1日時点の職員数)。
- ※ 各都道府県において給料表が1～9級で構成されている団体については、当該団体の9級が給料表を1～10級で構成する団体の9級・10級に相当するものとして計算。兵庫県については、給料表が2～11級で構成されているため、「2級」⇒「1級」、「3級」⇒「2級」と1つずつ級を下げて対応させている。なお、東京都については、給料表が1～8級で構成されており、国の級との対応関係が明らかでないため、計算の対象に含めていない。

地方向け補助金等の全体像（20年度予算）

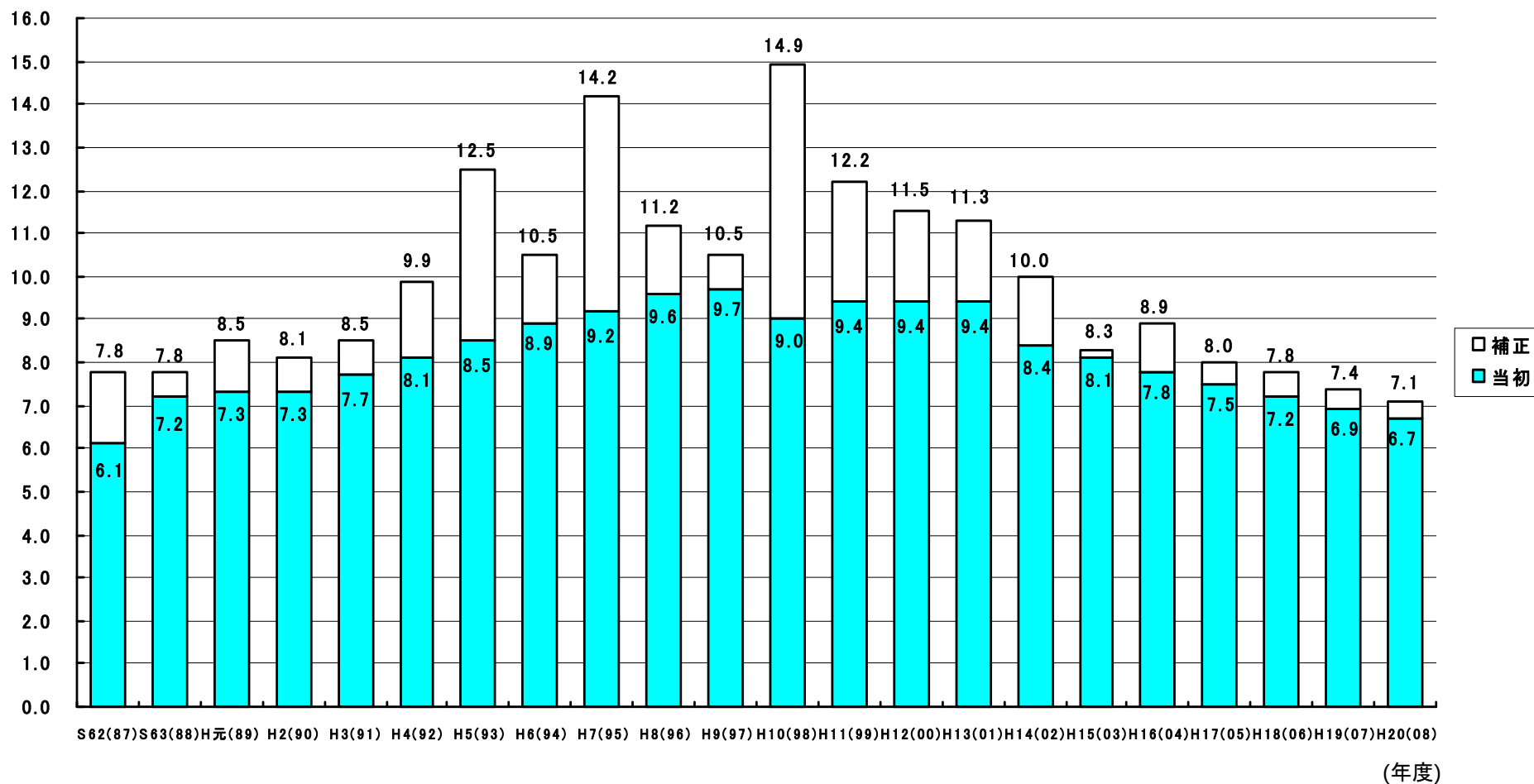
19.1兆円

〔 一般会計 16.7兆円
特別会計 2.4兆円 〕



公共事業関係費の推移

(兆円)



※NTT-Aを除く

社会経済状況の変化と社会資本整備の進捗状況

<経済成長・人口動態等>

		平成2年 (1990年)		平成19年 (2007年)	90年比
○ GDP	(名目、兆円)	440.1	→	508.9	(+16%)
○ 経済活動別GDP構成比					
・第1次産業	(%)	2.4	→	1.4	(▲41%)
・第2次産業	(%)	35.7	→	26.9	(▲24%)
・第3次産業	(%)	61.8	→	71.7	(+16%)
○ 一人当たり国民所得	(名目(年度)、万円)	281.8	→	292.1	(+4%)
○ 人口	(万人)	12,361	→	12,777	(+3%)
うち65歳以上の割合	(%)	12.1	→	20.2	(+67%)
○ 平均世帯人員	(人)	2.99	→	2.55	(▲14%)
○ 出生数	(万人)	122	→	109	(▲10%)

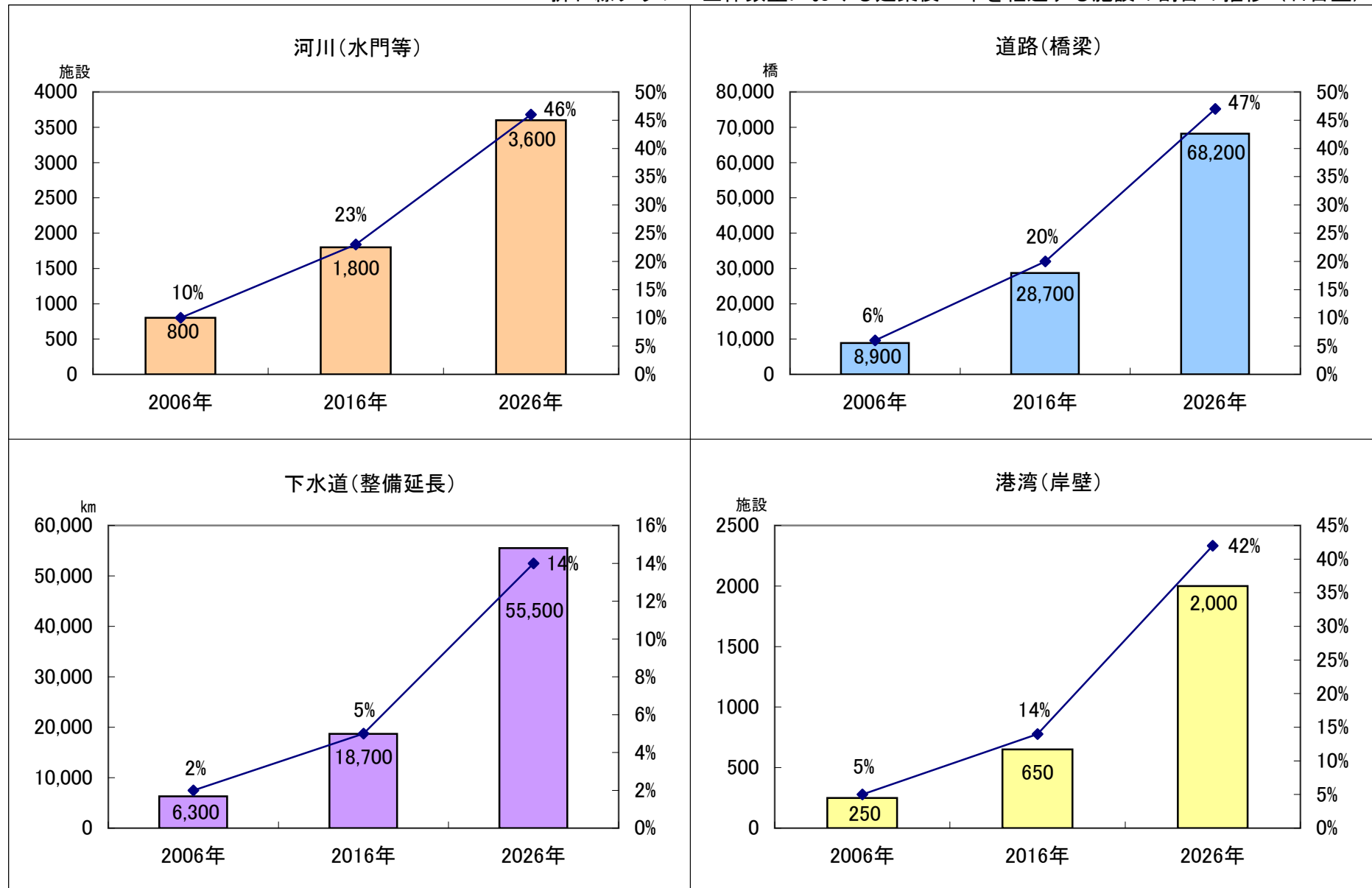
<社会資本整備の進捗状況>

		平成2年度 (1990年度)		平成19年度 (2007年度)	90年度比
○ ダムの数	(箇所数)	313	→	516	(+65%)
○ 水害区域面積	(ha)	53,558	→	30,859	(▲42%)
〔洪水等の災害により浸水した区域〕 の概ね過去10年間の平均面積					
○ 道路延長(高規格幹線道路)	(km)	5,281	→	9,332	(+77%)
○ 交通容量台キロ	(百万台 ^{キロ} ／12h)	1,215	→	1,630	(+34%)
○ 重要港湾の岸壁数(水深14m以深)	(箇所数)	7	→	64	(+814%)
○ 空港数	(箇所数)	82	→	97	(+18%)
○ 污水处理人口普及率	(%)	62	→	84	(+22% ^ホ ント)
○ 都市公園	(箇所数)	57,139	→	95,232	(+67%)
○ 整備済み農地面積	(万ha)	253	→	309	(+22%)

建設後50年以上を経過する施設の割合（事業別推計）

※棒グラフ：建築後50年を経過する施設数の推移（左目盛）

折れ線グラフ：全体数量における建築後50年を経過する施設の割合の推移（右目盛）



道路特定財源等に関する基本方針

平成 20 年 5 月 13 日
閣 議 決 定

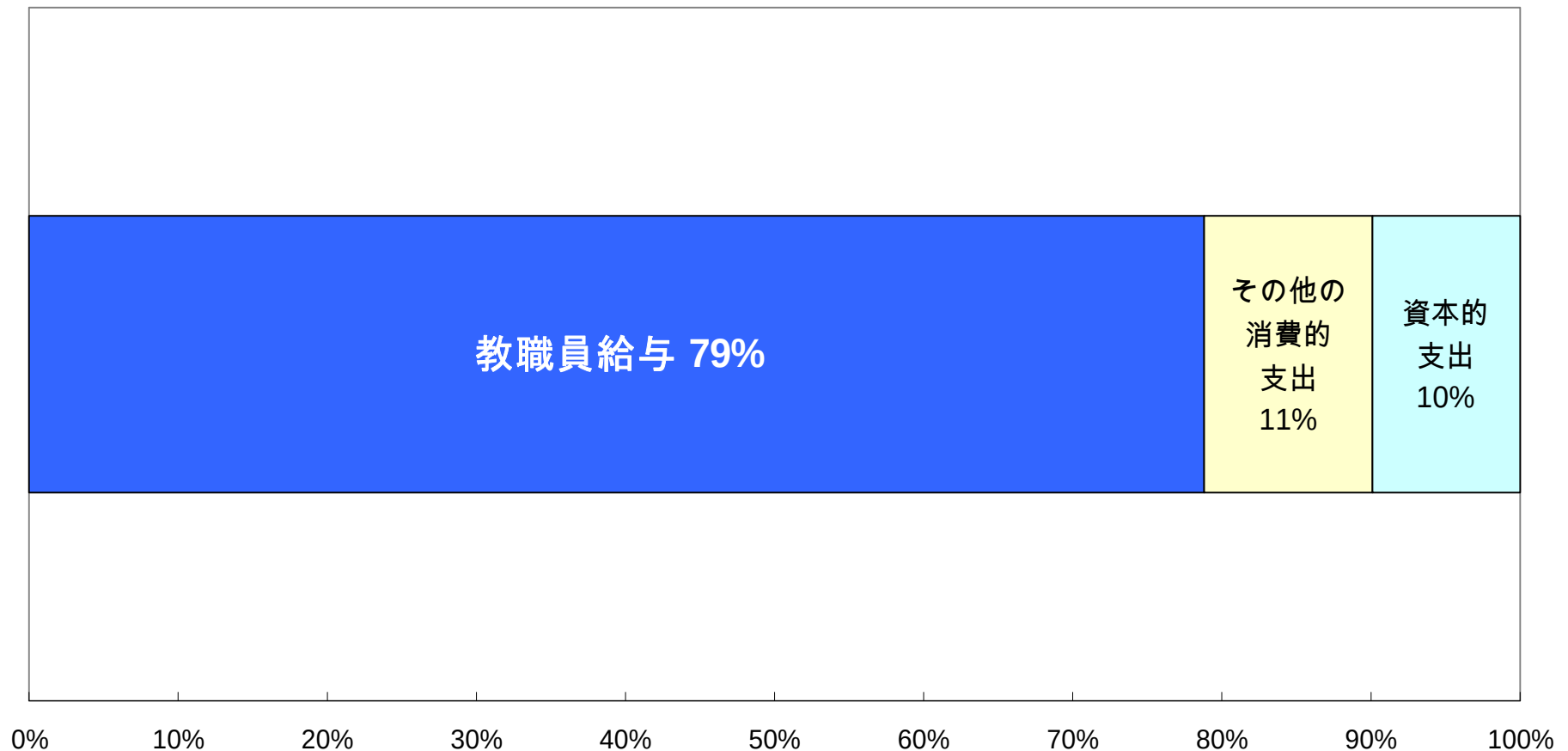
道路特定財源等については、以下の基本方針のとおりとする。

1. 道路関連公益法人や道路整備関係の特別会計関連支出の無駄を徹底的に排除する。
政府全体で、行政と密接な関係にある公益法人について、6 月末までに集中点検を実施し、支出の無駄を徹底的に是正する。
2. 道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し 21 年度から一般財源化する。
その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置する。また、必要と判断される道路は着実に整備する。
一般財源化の法改正により、道路整備費の財源等の特例に関する法律案における道路特定財源制度の規定は 21 年度から適用されないこととなる。
3. 暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、今年の税制抜本改革時に検討する。
4. 道路の中期計画は 5 年とし、最新の需要推計などを基礎に、新たな整備計画を策定する。この計画は、20 年度道路予算の執行にも厳格に反映する。
5. ガソリン税などの暫定税率の失効期間中の地方の減収については、各地方団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において適切な財源措置を講じる。
その際、地方の意見にも十分配慮する。
6. これらの具体化を進めるため、道路特定財源等に関する関係閣僚会議を設置する。

教育予算は「教員」予算、人件費予算

- わが国の初等中等教育にかかる教育支出の約 8割が教職員の人件費となっている。

教育支出の使途別内訳（初等中等教育・2005年）



（出所）OECD「図表で見る教育2008」を基に作成